

事業評価書目次（令和2年度）

[建築局]

款項目	評価書番号	事業名
10-1-1	1	建築諸費
10-1-1	2	企画調査費
10-1-1	3	ブロック塀等改善事業
10-1-1	4	木造住宅・マンション耐震事業
10-1-1	5	特定建築物耐震事業
10-1-1	6	急傾斜地崩壊対策事業
10-1-1	7	がけ地防災対策事業
10-1-1	8	大規模盛土造成地滑動崩落防止事業
10-1-1	9	違反是正指導事業
10-1-1	10	建築指導行政運営費
10-1-1	11	狭あい道路拡幅整備事業
10-1-1	12	既存建築物安全推進事業
10-1-1	13	CASBEE横浜・長期優良住宅等普及促進事業
10-1-1	14	みなとみらい公共駐車場の債務解消
10-1-1	15	公共建築物諸費
10-1-1	16	建築物省エネルギー化推進事業
10-1-1	17	建設関連産業活性化支援事業

令和2年度事業評価書

令和元年度事業名	10款1項1目 建築諸費		所管区局・課	建築局総務課	令和2年度事業評価書番号	10-1-1 1
事業概要	実施根拠	法令等 <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的の名称			
	事業の目的(事業開始の経緯)	建築局内の効率的・効果的な業務の遂行を目指す。				
	具体的な事業内容	書類保管等の為の倉庫借り上げ等、建築局全体の事務経費				
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input checked="" type="checkbox"/> 内部事務経費のみ						
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績
			目標実績			
			目標実績			
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由				
	予算額・執行額、事業費の推移	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
		現計予算額	37,851千円	41,477千円	33,096千円	33,049千円
		支出済額	42,116千円	19,713千円	21,405千円	19,340千円
		繰越額				
		差▲引	△ 4,265千円	21,764千円	11,691千円	13,709千円
		執行率(%)	111%	48%	65%	59%
人件費		一般職職員 再任用職員 概算人件費	0.1人 878千円	0.1人 879千円	0.1人 879千円	0.1人 879千円
総事業費		42,994千円	20,592千円	22,284千円	20,219千円	
増▲減	—	▲ 22,401千円	1,691千円	▲ 2,065千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性					
	事業目的に対する有効性					
	本事業の効率性・類似性	少ない費用でより効率性の高い事務執行ができるよう努めている。				
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
	自己評価や外部意見を踏まえた事業見直しの方向性	引き続き、事業の必要性を考慮し経費の節減に努めながら、取り組んでいく。				

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係長	係長
	小島 寿也		堀内 久一	藤川 穂香

令和2年度事業評価書

令和元年度 事業名		10款 1項 1目 企画調査費		所管区局・課	建築局企画課	令和2年度 事業評価書番号	10-1-1 2
						政策番号	21
						主な施策(事業)番号	4
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 な名称	横浜市土地利用総合調整会議要綱、横浜市における工業集積地域に所在する土地の取引に係る事前手続に関する要綱		
		その他	■		コンパクトで活力のある郊外部のまちづくり		
		中期計画	政策		戦略的な土地利用の誘導・推進		
	事業の目的	建築行政全般における新規施策の立案及び既存施策改善のための総合調整や、土地利用の規制・誘導施策の実施、検証・再構築等を行う。					
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用総合調整会議等を活用し、開発事業者等に開発構想の初期段階から地域の課題等に配慮した計画とするよう調整を実施。 ・工場等の大規模施設の撤退による土地利用転換発生に備え、想定される課題の検証や跡地への企業誘致策の検討を実施。 ・密集住宅地での隣接する敷地の統合を促進させるため、土地所有者や購入者等の視点での課題の抽出や対応策の検討を実施。 ・局横断的な重要課題に関する総合調整を実施。 						
事業実績	中期4か年 計画の指標、 想定事業量	指標		計画策定期	令和元年度	目標値	
		—		—	—	—	
		想定事業量		計画策定期	令和元年度	目標値	
		土地利用誘導の推進、土地利用調整件数		23件/年	27件 54件(2か年)	80件(4か年)	
		備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	平成30年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		15,714千円	5,218千円		
		支出済額		8,449千円	4,473千円		
		繰越額		0千円	0千円		
		差▲引		7,265千円	745千円		
人 件 費	執行率 (%)		54%	86%			
	一般職職員		7.0人	7.0人			
	再任用職員		0.0人	0.0人			
	概算人件費		61,495千円	61,495千円			
総事業費	69,944千円		65,968千円				
増▲減	—		▲ 3,976千円				
事業評価の 視点による 点検・検証・評価	本市が行う 必要性	市民ニーズや社会情勢の変化に対し、新規施策の立案検討、既存事業の見直し、局内横断的な業務の調整等を早急に展開し、制度設計・制度化手続き等を行う必要がある。					
	事業目的に 対する有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用誘導に関しては、土地利用総合調整会議等を活用した取組により、実際に共同住宅に保育所が設置されるなどの成果があった。また、土地利用転換が予想される土地において、届出を待つだけでなく、あらかじめ周辺地域で想定される課題の把握や解決策を検討することで、戦略的な土地利用誘導を進めることができる。 ・都市計画、建築許可制度の見直しや木材利用促進等の検討・調整等、局横断的な総合調整を行うことで重要課題の解決を図ることができる。 					
	本事業の 効率性・ 類似性	土地利用誘導について、各区局個別の対応ではなく、当課を土地利用に関する総合調整の窓口として、効率的に事業者との調整を行っている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 現在、土地利用誘導を行うにあたり、市民等外部意見を直接反映させる仕組みはないが、地域の状況等については、関係区局が日々把握している情報なども含めて意見を集約し、事業者に伝える仕組としている。					
	自己評価や 外部意見を 踏まえた 事業見直し の方向性	人口減少等による都市構造の変化や、その他発生する課題に対し、より柔軟に対応していく必要がある。そのため、土地利用誘導の取組を進めつつ、さらなる誘導効果のある取組を検討・実施し、かつその他の課題検討も並行して行っていく。					
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題		<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用転換に伴う新たな共同住宅の建設による学校教室や保育施設等の不足への対応として、土地利用総合調整会議の協議対象を拡大したことで、協議の機会を増やし、より多くの土地利用調整を行った。 ・将来を見据えた戦略的な土地利用誘導を行うためには、事前届出制度を活用した誘導を行うとともに、さらに、この先土地利用転換が予想される土地について、あらかじめ周辺地域で想定される課題の把握や解決策を検討し、積極的に土地所有者等へ働きかけを行う必要がある。 ・また、様々な事業に対し、効率的な事業の推進や市の施策を反映させるため、都市計画や建築許可制度等を必要に応じて見直し、活用しながら総合調整を行う必要がある。 					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	係	
				曾根 進	太田 武夫	藤代 涼介	

令和2年度事業評価書

令和元年度事業名	10款 1項 1目 ブロック塀等改善事業		所管区局・課	建築局建築防災課	令和2年度事業評価書番号	10-1-1 3
事業概要	実施根拠	法令等 <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 その他 ■	具体的な名称	横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付要綱		
	事業の目的(事業開始の経緯)	平成30年6月の大坂府北部地震によるブロック塀等の倒壊が原因で発生した人命に関わる被害を受け、災害時における歩行者への被害を防止する観点から、市内全域で道路等に面したコンクリートブロック塀等の改善工事費の一部を補助する制度を同年10月から実施した。				
	具体的な事業内容	<p>・所有者等からの相談により、相談のあったブロック塀等が補助要件に適合するか、委託による補助要件適合調査を実施する。</p> <p>・所有者等からの申請により、補助要件に適合したブロック塀等の改善工事費に対する補助金を交付する。</p>				
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績
		補助件数(件)	目標 実績 —	—	300 199	700 123
			目標 実績			
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由				
	予算額・執行額、事業費の推移	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
		現計予算額		100,000千円	161,400千円	
		支出済額		30,872千円	29,268千円	
		繰越額		0千円	300千円	
		差▲引		69,128千円	131,832千円	
		執行率(%)		31%	18%	
人件費		一般職職員 再任用職員 概算人件費		6.0人 0.0人 52,710千円	5.0人 0.0人 43,925千円	
		総事業費		83,582千円	73,493千円	
		増▲減	—	—	▲ 10,089千円	
事業評価の視点による点検・検証・評価		本市が行う必要性	ブロック塀等改善事業(補助制度)は制定後1年以上が経過し、市民のブロック塀に対する安全性への意識が薄れています。一方で、市内にはいまだ改善が必要なブロック塀が数多く残っていることから、継続して周知・啓発を行うとともに、今後起こりうる地震等の災害に備えて、本事業をより一層推進し、倒壊のおそれのあるブロック塀等を減らしていく必要がある。			
	事業目的に対する有効性	本事業は平成30年6月の大坂府北部地震によるブロック塀等の倒壊が原因で発生した人命に関わる被害を受けて緊急的に創設した制度であるが、これまでの実績として一定の成果はあったと考えている。しかし、補助制度の利用はブロック塀等の所有者または管理者からの申請次第のため、予算件数に比べて実績が低いことが課題となっている。				
	本事業の効率性・類似性	都市整備局で実施していた類似事業(身近なまちの防災施設整備事業・危険ブロック塀等改善)を本事業に統合して実施することとした。				
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 ■無 これまで市民等外部意見を反映させる仕組みがなかったため、令和2年度の取組として、補助要件適合調査を受けたものの補助金の交付申請をしなかった市民を対象に、アンケートにより意見を聴取することとした。				
	自己評価や外部意見を踏まえた事業見直しの方向性	本事業は令和3年度までの時限的事業となっているため、令和2年度に実施するアンケートの結果や通学路沿いのブロック塀等の改善状況及び耐震診断義務化の検討状況などから、総合的に事業の継続に向けた検討や制度の見直し等を行う。				

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	加藤 輝一	係長	岩崎 雄一郎	係 松波 千寿

令和2年度事業評価書

令和元年度事業名	10款 1項 1目 木造住宅・マンション耐震事業		所管区局・課	建築局建築防災課	令和2年度事業評価書番号	10-1-1 4	
事業概要	実施根拠	法令等 <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	建築物の耐震改修の促進に関する法律、横浜市耐震改修促進計画等				
	事業の目的(事業開始の経緯)	平成7年1月に発生した兵庫県南部地震において、死者の8割強の死因が建物等倒壊による圧死であったことを教訓に、建築物の耐震性の向上を推進するため、市民の耐震診断・耐震改修の取組を支援し、地震に強いまちづくりを推進する。					
	具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・旧耐震基準(昭和56年5月末以前に建築確認を得て着工)で建築された木造住宅に耐震診断士を派遣し、原則、無料で耐震診断を実施するとともに、耐震改修もしくは除却費用を補助した。また、令和元年度は、事業の対象となり得る木造住宅全戸への戸別訪問(平成29年度実施)の際の不在宅に対しダイレクトメールを送付し、更なる耐震化の促進に繋げた。 ・耐震診断を義務付けたマンション及びその他のマンションについて、耐震診断・設計・改修の費用を補助した。特に耐震診断を義務付けたマンションを中心に、29年6月から「耐震トータルサポート事業」を開始し、耐震化に向けた支援を行った。 ・建物倒壊から市民の生命を保護するため、旧耐震基準で建築された木造住宅に設置する防災ベッド及び耐震シェルターの費用を補助した。 					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		□ 法令に基づく義務的経費	□ 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	
		本市補助を受けて耐震対策を完了した民間建築物数(木造住宅)	目標 診断250戸、改修285戸	実績 診断342戸、改修184戸	診断450戸、改修147戸	診断600戸、改修145戸	診断400戸、改修60戸、除却70戸
		本市補助を受けて耐震対策を完了した民間建築物数(マンション)	目標 診断79棟、改修7棟	実績 診断78棟、改修4棟	診断560戸、改修66戸	診断248戸、改修75戸	診断176戸、改修25戸、除却6戸
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由					
	予算額・執行額、事業費の推移	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
		現計予算額	1,177,542千円	573,884千円	544,254千円	325,742千円	
		支出済額	785,827千円	501,356千円	397,695千円	255,927千円	
		繰越額	22,822千円	33,264千円			
		差▲引	368,893千円	39,264千円	146,559千円	69,815千円	
		執行率(%)	69%	93%	73%	79%	
人件費		一般職員 8.0人	7.5人	7.5人	7.5人		
概算人件費		再任用職員 0.0人	0.0人	0.0人	0.0人		
総事業費	70,200千円	65,933千円	65,888千円	65,888千円			
増▲減	878,849千円	600,553千円	463,583千円	321,815千円			
増▲減	—	▲ 278,297千円	▲ 136,970千円	▲ 141,768千円			
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	地震発生時における建物倒壊から市民の生命を保護するため、旧耐震基準の木造住宅及びマンションの耐震化促進を図ることは喫緊の課題であり、本市は補助事業を中心として建物所有者に対する積極的な支援を行っていく必要がある。 特に、耐震診断を義務付けた重要な道路に面するマンションについては、地震発生時に主要な幹線道路の閉塞を防ぎ、円滑な応急・救急活動を行うため、一層の耐震化促進を図らなければならない。平成30年度末時点での耐震診断を義務付けたマンションの診断が概ね完了し、今後は耐震化に向けて設計・工事の実施を促す支援をおいて推進していく。					
	事業目的に対する有効性	東日本大震災などの大地震発生から、時間経過とともに市民の耐震化の意識が薄れつつあることから、引き続きの補助事業の周知啓発を行う必要がある。木造住宅については、戸別訪問で把握した市民ニーズを捉えた支援策として、除却工事に対する補助を設けて建替えに繋げるなど、耐震化の更なる促進を図る必要がある。 マンションについては、耐震診断結果の公表を行ったものを中心に、耐震改修の設計、工事に着実に進捗しており、今後も引き続き補助事業や「耐震トータルサポート事業」を中心とした支援を行っていくことが重要である。					
	本事業の効率性・類似性	木造住宅については、事業の対象となり得る木造住宅全戸への戸別訪問(平成29年度実施)の際の不在者宅に対し、事業周知のためのダイレクトメール送付を民間事業者への委託により効率的に実施した。マンションについては、耐震診断を義務付けた建物の管理組合等に対し、設計から工事まで一貫して課題解決を支援する「耐震改修トータルサポート事業」の業務を外部の専門家への委託により実施することで、効率のかつ効果的に耐震化への働きかけが実施できている。					
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	■ 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>					
		木造住宅耐震診断士及び登録事業者からの意見を事業執行の参考としている。また、耐震診断を義務付けたマンションの管理組合等に対して、制度周知を行い、診断もしくは設計から工事まで一貫して課題解決を支援する「耐震トータルサポート事業」の活用に繋げた。					
自己評価や外部意見を踏まえた事業見直しの方向性	市内には約10万戸(推計)の耐震性がない木造住宅があり、これらについて耐震化を図るために、継続してその必要性や市の補助制度等を周知していくことが必要である。令和2年度においては、ダイレクトメールによる補助制度の案内等を実施する。また、除却工事費に対する補助対象者を非課税世帯から一般世帯まで拡充して、より建替え等を促進し、一層の耐震化を図る。さらに、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある空家も、除却補助の対象とし、空家対策と連携した支援を行う。 一方、マンションに対しては、平成29年6月から実施している「耐震トータルサポート事業」により、建築士や弁護士等の専門家と連携し、様々な課題を抱える管理組合等に対してきめ細やかなサポートを行い、耐震化を着実に進めしていく。また、本診断未実施のものについては、耐震診断の実施に向けた啓発を行い、耐震改修に着手しているものについては、改修が確実に完了するよう、管理組合等に寄り添った支援をしていく。						

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 加藤暢一	係長 大野紘平	耐震事業担当 小池新
--------------------	------------	------------	---------------

令和2年度事業評価書

令和元年度事業名	10款 1項 1目 特定建築物耐震事業		所管区局・課	建築局建築防災課	令和2年度事業評価書番号	10-1-1 5					
実施根拠	法令等 <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的な名称		建築物の耐震改修の促進に関する法律、横浜市耐震改修促進計画等							
事業概要	事業の目的(事業開始の経緯) 過去の大震災では、建物倒壊による死者の発生や道路の通行障害が発生した。それらの被害を軽減するため、多数の者が利用する建築物や災害時的重要道路沿いの建築物に対し、耐震診断・改修設計・改修工事・除却による耐震化の取組を支援し、地震に強いまちづくりを推進する。										
事業概要	具体的な事業内容 ・耐震診断を義務付けた多数の者が利用する建築物や災害時に特に重要な道路の沿道建築物の耐震診断が概ね完了し、耐震診断の結果を公表している。 ・耐震性が不足している建築物の所有者に対して、「耐震トータルサポート事業」により、耐震化に向けた支援を行った。 ・特定建築物の耐震診断・改修設計・改修工事・除却に係る費用を補助した。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ										
事業実績	達成指標 指標名(単位) 平成28年度実績 本市補助を受けて耐震診断を実施した民間建築物数 目標実績 119 116 平成29年度実績 57 46 平成30年度実績 3 8 上記の指標で定量的な設定が困難な理由 令和元年度実績 8 5 平成28年度 現計予算額 705,788千円 支出済額 431,760千円 繰越額 43,079千円 差▲引 230,949千円 執行率(%) 67% 人件費 一般職職員 8.0人 再任用職員 概算人件費 70,200千円 総事業費 545,039千円 増▲減 — 平成29年度 206,449千円 201,469千円 4,980千円 98% 7.5人 65,933千円 267,402千円 ▲ 277,638千円 平成30年度 272,599千円 253,547千円 19,052千円 93% 5.0人 43,925千円 297,472千円 30,071千円 令和元年度 208,120千円 200,186千円 7,934千円 96% 5.0人 43,925千円 244,111千円 ▲ 53,361千円										
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性 事業目的に対する有効性 本事業の効率性・類似性 市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況 自己評価や外部意見を踏まえた事業見直しの方向性	大規模地震発生に伴う建物倒壊による人命への被害や道路閉塞による災害時活動への影響を考慮し、多数の者が利用する一定規模以上の旧耐震建築物及び災害時的重要道路沿いの一定高さ以上の旧耐震建築物の耐震化が必要である。 耐震診断が義務付けられた大規模建築物及び沿道建築物の耐震診断は概ね完了し、今後は耐震化に向けて設計・工事の実施を推進していく。 全体的に目標件数を下回ったものの、耐震診断が義務付けられた建築物の耐震診断が概ね完了したことにより、耐震化にかかる改修設計、改修工事や除却工事に対する建物所有者の意向が増加傾向にある。耐震化に要する費用に補助金を交付し、建物所有者の耐震化への取組をしっかりと後押しすることで、着実に耐震化が進んでおり、地震に強いまちづくりの推進策として本事業は有効である。 耐震診断及び改修設計時に外部機関の評価取得を導入することで、審査の効率化と迅速化を図っている。 耐震診断を義務付けた沿道建築物の建物所有者などに対し、設計から工事まで一貫して課題解決を支援する「耐震トータルサポート事業」の業務を外部の専門家への委託により実施することで、効率的かつ効果的に耐震化への働きかけが実施できている。 ■ 有 <input type="checkbox"/> 無 「耐震トータルサポート事業」の制度設計を行うにあたり、建築士、弁護士、ファイナンシャルプランナー等の専門家と意見交換を行い、建物所有者に提示する耐震化案やキャッシュフローの作成手順に反映させた。 耐震診断を概ね完了したことにより改修設計や改修工事、除却などの耐震化を検討する所有者が増加している。 災害時に特に重要な沿道建築物の倒壊リスクが解消されている区間の確保に向け、所有者への個別訪問を実施するなどにより、補助制度や「耐震トータルサポート事業」の更なる活用を図り、耐震化を促進する。 併せて耐震改修促進計画の次期改定に伴い、耐震化状況や課題を分析の上、更なる耐震化の促進に向けた取組を検討していく。									

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 加藤暢一	係長 村田晋也	耐震・防災担当 松田義樹
--------------------	------------	------------	-----------------

令和2年度事業評価書

令和元年度事業名	10款1項1目 急傾斜地崩壊対策事業		所管区局・課	建築局建築防災課	令和2年度事業評価書番号	10-1-1 6
事業概要	実施根拠	法令等 <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的な名称	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）		
	事業の目的（事業開始の経緯）	昭和42年の西日本集中豪雨により発生した甚大な被害を鑑み、がけ崩れの被害から国民の生命を保護するため、昭和44年に急傾斜地法が施工された。この法律に基づき神奈川県が急傾斜地崩壊危険区域の指定及び崩壊防止工事を実施する。				
	具体的な事業内容	神奈川県が行う急傾斜地崩壊危険区域の指定に協力し、崩壊防止工事における工事費の一部を市が負担。				
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ						
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績
		急傾斜地崩壊対策事業実施件数(件)	目標 実績 61	49	48	63
			目標 実績 61	50	54	65
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由				
	予算額・執行額、事業費の推移	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
		現計予算額	251,680千円	409,680千円	115,180千円	160,480千円
		支出済額	185,002千円	196,838千円	140,711千円	136,977千円
		繰越額	0千円	199,000千円	0千円	0千円
		差▲引	66,678千円	13,842千円	△ 25,531千円	23,503千円
		執行率(%)	74%	97%	122%	85%
人件費		一般職職員 再任用職員 概算人件費	0.9人 0.0人 7,898千円	1.5人 0.0人 13,187千円	2.0人 0.0人 17,570千円	3.0人 0.0人 26,355千円
		総事業費	192,900千円	409,025千円	158,281千円	163,332千円
		増▲減	—	216,125千円	▲ 250,744千円	5,051千円
事業評価の視点による点検・検証・評価		本市が行う必要性	事業を行う神奈川県や事業を要望する市民との調整を行い、事業を円滑に進捗させることにより、急傾斜地崩壊危険区域の指定・崩壊防止工事による崖地の改善を促進し、市民の生命の保護に繋げる。			
	事業目的に対する有効性	毎年60件程度の崩壊防止事業が実施され、市内の急傾斜地の改善が進んでいる。				
	本事業の効率性・類似性	急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所に対して、崩壊防止工事による崖地の整備が順次実施されている。工事をさらに促進するため、県との協力体制の充実化による業務の効率化を図っていく必要がある。				
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
	自己評価や外部意見を踏まえた事業見直しの方向性	近年の気象状況の変化により局地的豪雨や大型台風の発生数が増加しており、それに伴い崖崩れの発生件数も増加傾向にある。崖崩れ災害から市民の生命を保護するため、急傾斜地崩壊対策事業を推進し、崖地の改善に繋げていく必要がある。また近年、横浜市内18区において、神奈川県が行っている土砂災害特別警戒区域の指定が順次進んでおり、崖地の危険性に対する認識が高まっているため、積極的な事業の推進を行う必要がある。				

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	がけ防災担当係 和田 悠太
	成田 充		

令和2年度事業評価書

令和元年度 事業名	10款 1項 1目 がけ地防災対策事業		所管区局・課 建築局建築防災課	令和2年度 事業評価書番号 7	10 - 1 - 1
				政策番号 34	主な施策(事業)番号 5
事業概要	実施根拠	法令等 <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称 ■	横浜市崖地防災対策工事助成金交付要綱 横浜市崖地減災対策工事助成金交付要綱	
		その他 ■		災害に強い都市づくり(地震・風水害等対策)	
		中期計画	政策	がけ地の防災対策	
		施策(事業)			
事業の目的	崖崩れ災害の予防・発災時の応急対応・復旧対策など、本市独自の総合的な崖地対策を推進するため。				
具体的な 事業内容	・崖地の所有者が、擁壁の築造替えなどによる崖地の改善や既存擁壁の補強などをを行う場合に、その工事費の一部を助成する。 ・専門家による崖地の現地調査結果を踏まえ、崖地所有者等に対して、助成制度の紹介を行うなど、崖地の改善に向けた働きかけを実施する。 ・大雨などによる崖崩れ発生時の二次災害防止対策として、建設業協会などとの協定に基づく緊急的な応急措置を実施する。				
中期4か年計画の指標、想定事業量	指標	計画策定期	令和元年度	目標値	
		-	-	-	
		想定事業量	計画策定期	令和元年度	目標値
		がけ地防災・減災対策工事助成金交付件数	25件/年	25件 46件(2か年)	120件(4か年)
	備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。			
事業実績	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額	104,106千円	106,106千円	
		支出済額	50,111千円	80,646千円	
		繰越額	0千円	0千円	
		差▲引	53,995千円	25,460千円	
		執行率(%)	48%	76%	
		一般職職員	4.0人	4.0人	
		再任用職員	0.0人	0.0人	
		概算人件費	35,140千円	35,140千円	
	総事業費	85,251千円	115,786千円		
増▲減	—	30,535千円			
本市が行う 必要性	近年の気象状況の変化に伴い多くの崖崩れが発生している。本市では崖地を含む斜面地に多くの市民が居住しているため、崖地の防災対策の推進は重要な課題である。崖崩れ災害から市民の生命を守るために、助成制度や災害時の応急措置の取組を積極的に実施していく必要がある。				
事業目的に 対する有効性	専門家に委託した現地調査の結果を踏まえ、対策が必要な崖地所有者等に対して、助成制度の紹介を行うなど、改善に向けた働きかけを実施し、助成金の申請につなげることにより、崖地の防災対策を推進した。				
本事業の 効率性・ 類似性	市内には、土砂災害警戒区域に含まれる高さ5m以上の崖地が約9,800箇所あり、高さ5m未満の箇所も含めると相当数の崖地が存在している。県の急傾斜地崩壊対策事業に該当しない、5m以下の崖地について、助成制度を活用した改善を推進するとともに、より市民が利用しやすい制度となるよう、制度拡充などを含めて検討していく必要がある。				
市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 学識経験者や弁護士で構成される「横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会」において、意見をいただき、より効果的かつ効率的に事業を推進している。				
自己評価や 外部意見を 踏まえた 事業見直し の方向性	防災・減災の視点に立った助成制度、災害時の応急措置の制度を運用中である。 助成制度を活用し、崖地の改善は進んでいるが、市内には対策が必要な崖地はまだ多くあるのが実態である。 引き続き、崖地改善をさらに推進できるよう、制度拡充や崖地所有者への技術的なサポートなど検討していく必要がある。				

中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	平成29年度に市内の土砂災害警戒区域にある約9,800箇所の崖地の調査が完了している。この調査に基づき作成したがけ地カルテを効果的に活用して対策の推進に結び付けていくことが求められている。そのため、崖地の所有者に対して、助成金制度の紹介などを行うことで、改善の実施に向けた働きかけを進めていく。			
--------------------------------------	---	--	--	--

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 成田 充	係長 今井 達也	がけ防災担当 和田 悠太
--------------------	------------	-------------	-----------------

令和2年度事業評価書

令和元年度事業名	10款 1項 1目 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業		所管区局・課	建築局建築防災課	令和2年度事業評価書番号	10-1-1 8
事業概要	実施根拠	法令等 <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的な名称	宅地造成等規制法 大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン		
	事業の目的(事業開始の経緯)	兵庫県南部地震や新潟県中越地震等の際に、大規模盛土造成地の崩壊により住宅が流出するなどの被害が出たことから、平成18年に宅地造成等規制法が改正された。それに伴い、大地震が発生した場合に大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土の被害を軽減するため、変動予測調査を行い、住民への情報提供等を図るとともに、滑動崩落防止工事の実施により耐震性を向上させることを目的とした「宅地耐震化推進事業」が創設され、本市においても平成18年度より事業を実施している。				
	具体的な事業内容	宅地造成状況調査を踏まえて策定する第二次スクリーニング計画に基づき、対象となった大規模盛土造成地について地盤調査及び安定計算(第二次スクリーニング)を行い、滑動崩落のおそれのある範囲を抽出する。その結果をもとに、防災情報としての活用及び被害軽減のための対応策の検討を行う。				
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ						
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績
		事業説明会の実施	目標実績 実施	実施	4	0
		第二次スクリーニング実施箇所数	目標実績 0	0	2	4
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由				
	予算額・執行額、事業費の推移	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
		現計予算額	6,339千円	3,000千円	40,000千円	60,000千円
		支出済額	4,818千円	981千円	16,951千円	51,962千円
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引	1,521千円	2,019千円	23,049千円	8,038千円
		執行率(%)	76%	33%	42%	87%
人件費		一般職職員 再任用職員 概算人件費	2.0人 0.0人 17,550千円	2.0人 0.0人 17,582千円	3.0人 0.0人 26,355千円	3.0人 0.0人 26,355千円
総事業費		22,368千円	18,563千円	43,306千円	78,317千円	
増▲減	—	▲ 3,805千円	24,743千円	35,011千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	国の「総合的な宅地防災対策の推進について(通知) 平成18年10月20日:国都計第70号」により、所管行政庁は、「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」に基づき、事業を実施していくこととされている。また、ガイドラインにおいては、第二次スクリーニングを含む変動予測調査は、地方公共団体が主体となって行うこととされている。なお、実施手法等については、国と調整しながら進めている。				
	事業目的に対する有効性	達成指標としては、第二次スクリーニングの円滑な実施のための「地元説明会の実施」及び、「第二次スクリーニングの実施箇所数」を掲げている。令和元年度は、「第二次スクリーニングの実施箇所」について当初の予定通り目標の4箇所で実施することができた。				
	本事業の効率性・類似性	事業を進めるうえで必要な検討事項については、適切に外部委託を行い、業務の効率化を図っている。また、本事業においては、対象造成地内の公共施設(道路、公園、水道、下水等)を所管する関係局と調整を行う必要があるが、第二次スクリーニングは、宅地を所管する建築局が主体で実施するため、効率的な執行体制をとっている。なお、本事業の類似事業はない。				
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 調査着手前に地元説明会を行い、地元住民等の意見聴取をしている。また学識経験者及び弁護士を委員とした「横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会」を平成26年度に設置し、本市の宅地耐震化推進事業全般について審議を受けている。				
	自己評価や外部意見を踏まえた事業見直しの方向性	他都市から収集した事例を基に効率的な事業推進手法を検討するとともに、地元説明会で土地所有者等に対して丁寧な説明を行い、理解と協力を得ながら、第二次スクリーニングの円滑な実施に向けた調整を進めいく。 また、今後は調査結果に基づく対応策(防災情報としての活用や被害軽減のための予防対策)の検討を進めることとなるが、事業を滞りなく実施するために宅地所有者等の合意形成が重要となることから、土地所有者等への支援体制の構築を行っていく。第二次スクリーニングやその後の対応策検討にあたっては、国や他都市の動向を踏まえながら検討を進めていく。				

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	がけ防災担当
	成田 充	佐々木 哲	都築 早織

令和2年度事業評価書

令和元年度事業名	10款 1項 1目 違反是正指導事業		所管区局・課	建築局違反対策課	令和2年度事業評価書番号	10-1-1 9	
事業概要	実施根拠	法令等 <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的名称	建築基準法、都市計画法、宅地造成等規制法、バリアフリー法、風致地区条例 等			
	事業の目的(事業開始の経緯)	違反造成、違反建築の存在は、防災や良好な住環境確保の妨げとなるほか、法令を遵守する市民等に対して不平等、不公平感を与えることになる。そこで、違反の未然防止を目的とした「違反をさせない取組み」や、違反の早期発見、早期是正を目的とした「違反を見逃さない取組み」を並行して実施するとともに、違反の是正指導を積極的に推進していく「違反を許さない取組み」が必要である。					
	具体的な事業内容	違反を「させない」取組として、違反を未然に防ぐための広報・啓発活動を進めていく。違反を「見逃さない」取組として、各種パトロールの実施など早期発見を進めていく。違反を「許さない」取組として、進捗管理を徹底するとともに、危険かつ悪質な違反案件に対しては積極的に命令を発令し、さらに周囲への影響が大きい案件に対しては行政代執行も視野に入れて、市民の安全性を重視した指導を推進していく。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	
		違反案件のは正件数	目標実績	87	103	138	130
		違反案件に対する命令件数	目標実績	13	14	1	3
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由	違反案件のは正工事は違反者が実施するものであり、命令は違反者によるは正の対応状況や危険性に応じて発令するものであるため、外部的要因が大きく、定量的な目標件数の設定は困難である。				
	予算額・執行額、事業費の推移	平成28年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
		現計予算額		46,901千円	46,901千円	199,409千円	199,980千円
		支出済額		29,493千円	30,008千円	81,914千円	99,877千円
		繰越額		0千円	0千円	58,958千円	0千円
		差▲引		17,408千円	16,893千円	58,537千円	100,103千円
		執行率(%)		63%	64%	71%	50%
人件費		一般職職員	16.0人	16.0人	17.0人	17.0人	
		再任用職員					
	概算人件費	140,400千円	140,656千円	149,345千円	149,345千円		
総事業費		169,893千円	170,664千円	290,217千円	249,222千円		
増▲減		—	771千円	119,553千円	▲ 40,995千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	当課の業務は、法や条例等に基づいて行う違反建築物等に対して行う指導業務であり、悪質な違反案件に対しては、是正命令を発令するとともに、場合によっては行政代執行の実施も要する。これらの取組は、防災及び良好な住環境の確保の観点から欠かすことのできない業務である。					
	事業目的に対する有効性	リーフレットの作成配布などの広報・啓発により、違反をさせない風土づくりに寄与している。また、指導案件の進捗管理の徹底や違反案件に対する命令発令等の行政処分により、危険かつ悪質な違反のは正指導を進めている。30年度から令和元年度にかけて違反者によるは正が進まない崖地に対して、市民の安全性を確保する為の行政代執行工事を実施した。					
	本事業の効率性・類似性	建築基準法等の法令に基づく違反は正指導は、自治体固有の事業である。違反は正指導は、命令発令、行政代執行を実施する場合もあり、公平性や個人情報等の観点から、民間事業者で行うことは難しいが、違反の状況調査等は、外部委託するなどして効率化を図っている。					
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無					
	自己評価や外部意見を踏まえた事業見直しの方向性	引き続き、違反の危険性や周辺環境への影響等を考慮した効果的なは正指導を行っていく。また、ICTを活用した事務の効率化やペーパーレス化の推進など事業内容の見直しを実施していく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係 高橋 伸彰 北川 博邦 五十嵐 学

令和2年度事業評価書

令和元年度事業名	10款 1項 1目 建築指導行政運営費		所管区局・課	建築局情報相談課	令和2年度事業評価書番号	10-1-1 10					
実施根拠	法令等 <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的な名称		建築基準法							
事業概要	事業の目的(事業開始の経緯) 平成11年5月に、18区役所の建築課を4つの方面別事務所(中部、南部、西部、北部)に統合した。平成18年3月に、指定確認検査機関による建築確認件数の増加等の建築行政を取り巻く環境の変化に対応するため、4方面建築事務所を建築・宅地指導センターに統合した。平成26年4月の機構改革以降、建築指導部として4課の事務費等の経理執行を行っている。										
事業概要	具体的な事業内容 ・建築指導部4課の事務を行った。 ・住宅用家屋証明や建築確認台帳記載事項証明等の各種証明発行業務を行った。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ										
事業実績	指標名(単位)		平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績					
達成指標	建築確認申請件数	目標 実績	16,000 14,052	16,000 14,873	16,000 14,145	16,000 13,724					
	各種証明件数	目標 実績	62,500 55,940	57,000 56,772	57,000 59,533	71,000 77,317					
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由										
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度					
予算額・執行額、事業費の推移	現計予算額		127,391千円	124,605千円	125,367千円	167,972千円					
	支出済額		114,564千円	115,793千円	122,903千円	141,127千円					
	繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円					
	差▲引		12,827千円	8,812千円	2,464千円	26,845千円					
	執行率(%)		90%	93%	98%	84%					
	人件費	一般職職員 再任用職員 概算人件費	4.5人 2.0人 48,626千円	4.5人 2.0人 49,124千円	4.5人 2.0人 49,121千円	4.5人 2.0人 49,121千円					
	総事業費		163,190千円	164,917千円	172,024千円	190,248千円					
	増▲減		—	1,727千円	7,107千円	18,224千円					
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	建築指導行政を円滑に執行していくための経費であり、事業を終了した場合、現地調査・複写機・電話機の利用、各種委託業務が行えず、本市の建築指導行政が停滞する。									
	事業目的に対する有効性	市民の方からの要望に応えるため、平成26年度より地番検索窓口を設置するなど改善を行っており、一定の成果が上がっている。また、職員に対してはコスト意識を持つように徹底し、経費の削減に努めている。									
	本事業の効率性・類似性	事業の効率化については、再三の経費の節減及び事業の委託化などによりかなり進められているが、さらなる効率化に向けた検討を進める。									
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 窓口に来庁した市民の方々からの意見等を、定期的に行っている窓口交流会で意見交換し、分かりやすい窓口案内を行えるよう市民満足度の向上に努めている。									
	自己評価や外部意見を踏まえた事業見直しの方向性	年々増加する相談者、物件調査者等の来場者に対して充分な体制・スペースを提供できない場合があるため、職員で意見を出し合い改善の方法を検討している。今後も建築に関する様々な問題に対応していく必要があるが、厳しい財政状況の中でコスト削減に努めつつ、社会ニーズの変化に対応していく。									

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 石井 保	係長 田崎 景子	係 和田 勝次
--------------------	------------	-------------	------------

令和2年度事業評価書

令和元年度 事業名	10款 1項 1目 狭あい道路拡幅整備事業			所管区局・課 建築局建築防災課	令和2年度 事業評価書番号 11	10 - 1 - 1	
						政策番号 34	
					主な施策(事業)番号 2		
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例			
		その他	<input type="checkbox"/>				
		中期計画	政策		災害に強い都市づくり(地震・風水害等対策)		
	事業の目的	昭和61年より「横浜市狭あい道路(2項道路)拡幅整備要綱」により、幅員4m未満の道路の拡幅整備に取り組んできたが、十分な効果が得られない状況にあった。そこで、平成7年に「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」を制定し、道路ネットワークの構成上重要な「整備促進路線」(令和2年3月時点、市域約50km)の指定と、協議制度の導入や助成制度の拡充を図り、事業を開始した。					
具体的な 事業内容	条例に基づき、「整備促進路線」に接する敷地での建て替え等の機会を捉えて、セットバック部分に設置されている塀や擁壁等の除却・移設に関する工事や舗装工事への助成を行う。また、地元住民からの発意により交差点間を一体的に拡幅整備する「路線型整備」事業も行う。						
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定期	令和元年度	目標値	
		――		――	――	――	
		想定事業量		計画策定期	令和元年度	目標値	
		狭あい道路の拡幅整備延長距離		183.4km(累計)	197.4km(累計)	221km(累計)	
		備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	平成30年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		985,501千円	1,041,799千円		
		支出済額		843,085千円	898,222千円		
		繰越額		0千円	0千円		
		差▲引		142,416千円	143,577千円		
執行率(%)		86%	86%				
人件費		一般職職員	9.5人	9.5人			
		再任用職員	0.0人	0.0人			
		概算人件費	83,458千円	83,458千円			
総事業費		926,543千円	981,680千円				
増▲減		—	55,137千円				
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	「中期4か年計画」や「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」に位置付けられており、身近な住環境における防災性向上のため、狭あい道路の拡幅整備を推進し、安全で良好な市街地の形成に寄与することが求められている。					
	事業目的に対する有効性	整備促進路線は、安全性や利便性の観点で重要な路線であり、対象を絞ることで効果的な整備を目指している。 また、平成29年9月に施行された改正条例により、2項道路の整備促進路線沿いで建築行為等を行う際は、事前の協議を義務付けたため、協議の機会を捉えて整備に結びつけていく。 より効果的な拡幅整備を行うため、避難や消防活動の円滑化の観点から、拡幅の必要性が高い路線等における路線型整備への誘導について検討を行う必要がある。					
	本事業の効率性・類似性	都市整備局防災まちづくり推進課の「まちの不燃化推進事業」における狭あい道路整備との類似性があり、この対象地域における事業展開については、両課で連携して地元調整を行い、速やかな拡幅整備を進めていく必要がある。					
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 制度として市民意見を反映する仕組みはないが、路線型整備及び整備促進路線の追加指定を市民の要望等により実施することが可能である。					
	自己評価や外部意見を踏まえた事業見直しの方向性	拡幅整備の更なる促進に向けて、後退部分の整備工事を請け負う土木事務所等の道路部局との連携が必要である。 また、拡幅の必要性が高い路線において、地域や関係部局と連携した路線型整備の働きかけを行い、事業展開させていく必要がある。					
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	安全で良好な市街地形成を図るため、狭あい道路の拡幅整備の推進を行つ上で、協議の申請促進は必須である。このため、平成29年9月に施行された改正条例により、2項道路の整備促進路線沿いで建築行為等を行う際は、事前の協議を義務付けた。また、窓口での丁寧な案内やパンフレットを活用したPR、関連部署や確認審査機関等への情報提供や協力要請を行うことにより、本事業の制度周知、活用促進を図った。 また、地域と連携した路線型整備を推進することにより、建替え等の時期によらず、路線単位の整備を行うことが可能となる。この整備手法は通常より長い距離を一括で拡幅整備することから、効率的・効果的な事業執行のためより一層の推進が必要である。						
本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 成田 充	係長 藤本 熟	係長 倉浪 峻	係長 井上 伸			

令和2年度事業評価書

令和元年度事業名	10款 1項 1目 既存建築物安全推進事業		所管区局・課	建築局建築指導課	令和2年度事業評価書番号	10-1-1 12	
実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> その他		具体的な名称	建築基準法、建築基準法施行令 空家等対策の推進に関する特別措置法、宅地造成等規制法			
事業の目的(事業開始の経緯)	定期報告制度は昭和34年に創設され、安全性の確保を図るために、不特定多数の人が利用し、特定行政庁が指定する建築物等について、その建築物の管理者等が資格者に定期的に調査・検査をさせて特定行政庁に報告することを法律で義務付けている。 管理不全な空家等について、地域住民の生命、身体又は財産を保護、生活環境の保護等を目的とし、平成26年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「空家法」)が制定され、市町村は空家等に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。 通学路上のブロック塀等の改善に向けた取組は、平成30年の大阪府北部を震源とする地震により発生したブロック塀の倒壊を受け、災害時の歩行者の安全を確保することを目的としている。						
具体的な事業内容	建築基準法第12条に基づき横浜市が指定する建築物等の定期報告書の審査、通知(提出、督促、改善)送付、対象物件調査、要是正物件への指導、定期報告制度の運用検討等を行う。 管理不全な空家等の所有者等による自主改善を促進させるため、平成31年4月に改定した基準に基づいて現地調査を行い、特定空家等に認定し、所有者等に対し指導等を行う。所有者が不明・不存在の空家については、財産管理人制度を活用して改善を図る。 平成30年度に調査した通学路上のブロック塀等の改善状況について、現場確認により把握する。高さ2.2mを超えるもの等、改善の必要性の高いブロック塀等については、所有者に対して補助制度の案内や改善に向けた働きかけ等を行う。	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費		<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	
		定期報告の件数	目標 37,904	38,377	39,615	44,649	
		実績 34,880		34,886	36,502	37,579	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・執行額、事業費の推移	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
		現計予算額 27,300千円	32,620千円	32,576千円	69,990千円		
		支出済額 23,368千円	27,749千円	27,551千円	57,232千円		
		繰越額					
		差▲引 3,932千円	4,871千円	5,025千円	12,758千円		
		執行率(%) 86%	85%	85%	82%		
		人件費 一般職職員 再任用職員 概算人件費 総事業費 増▲減	1.8人 0.2人 16,709千円 40,077千円 —	1.9人 0.2人 17,659千円 45,408千円 5,332千円	1.9人 0.2人 17,650千円 45,201千円 ▲ 207千円	3.9人 0.0人 34,262千円 91,494千円 46,292千円	
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	定期報告制度は建築基準法で義務付けられた制度であり、事業を継続する必要がある。 空家等の改善指導は、空家法の制定以降、管理不全な空家に関する市民からの相談、及び、これに伴う空家の所有者等への指導件数が急増しているため、的確かつ効率的に改善指導を行うことが不可欠である。 通学路上のブロック塀等の改善に向けた取組は、市民の安全確保を目的としており、市から所有者へ働きかけを行い、継続的に改善を進めていく必要がある。					
	事業目的に対する有効性	定期報告制度は、不特定多数の人が利用する建築物等を適法な状態に保ち建築物等の安全性を確保し、安心安全なまちづくりの推進に寄与している。管理台帳をデータベース化していることから、既存建築物の情報としての有用性も高く、事件・事故対応での緊急検査等に活用している。 空家等の現地調査及び所有者調査の専門家への委託は、老朽化の進行状況や危険性の的確な把握を行うとともに、所有者を確実かつ迅速に把握し、効率的な改善指導につなげている。所有者が不存在の空家については、相続財産管理人制度を活用することで改善に結びついている。 通学路上のブロック塀等の改善に向けて業務委託により、建築基準法等に精通した専門家が課題のあるブロック塀等すべての所有者へ改善指導を行うことによって、所有者の理解と協力が得られ、改善を図っている。					
	本事業の効率性・類似性	定期報告書の受付業務については業務効率化の観点から外部委託し、委託業者選定にあたって指名競争入札を採用することで委託料の削減を図り、長期継続契約により委託業務の安定性や委託者の専門スキルの継続性を維持できるようにしている。 空家等の現地調査及び所有者調査を専門家に委託することで、効率化を図っている。相続財産管理人制度の活用は、行政代執行に至るような重大な危険が切迫する前に早期解体が見込まれるため、行政負担が軽減される。また、その敷地に市場性がある場合には売却益で解体費等を賄えるため公費負担がない。 ブロック塀等の現場確認等の業務を委託することで、約2,800件の課題のあるブロック塀等すべての所有者への改善指導を効率的に行うことができている。					
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
		定期報告の対象等を規定する横浜市建築基準法施行細則を改正する場合には、意見公募を行うこととしている。空家法に基づき特定空家等に認定する際の認定基準の改正にあたっては、意見公募を実施し(令和2年3月)、提出意見は無かった。					
自己評価や外部意見を踏まえた事業見直しの方向性	定期報告制度をさらに推進するため、定期報告概要書の利活用促進や他部署と連携した講習会等での「制度周知」、行政側から積極的に対象建築物を把握するための机上及び現地調査等による「報告促進」、報告では正を要することが判明した建築物の所有者等に対して、審査結果を通知するだけでなく、必要に応じて立入調査を実施するなど、適切な「改善指導」を行い、既存建築物の安全性確保を図る。						
		空家等の改善指導については、専門家との連携について現地調査委託及び所有者調査委託を継続するとともに、所有者に対する支援も検討していく。また、府内の関係区局との連携の一層の強化を図るため、全庁的な管理システムを整備し、指導の強化と効率的な運用を図る。 通学路上の安全確保は市民・市会から強く求められており、ブロック塀等の改善をさらに進める必要がある。また、府内の関係部署と連携を図りながら、より効果的かつ効率的な改善指導の進め方を行っていく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 村上まり子	係長 大橋朱美	建築安全担当 陣内美佳
--------------------	-------------	------------	----------------

令和2年度事業評価書

令和元年度 事業名	10款 1項 1目 CASBEE横浜・長期優良住宅等普及促進事業			所管区局・課	建築局建築企画課	令和2年度 事業評価書番号	10-1-1
						政策番号	13
事業概要	実施根拠	法令等	■ 法律 ■ 条例 ■ 規則	具体的 の 名称	横浜市生活環境の保全等に関する条例、長期優良住宅の普及の促進に関する法律、都市の低炭素化の促進に関する法律、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、横浜市手数料条例		
		その他	□		地球温暖化対策・エネルギー施策の大都市モデルの創造 住宅・建築物の温暖化対策の促進		
	事業の目的	中期計画	政策 施策(事業)	環境や省エネルギーに配慮した建築物の普及のため、「CASBEE横浜(横浜市建築物環境配慮制度)」や、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」、「都市の低炭素化の促進に関する法律」、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく認定制度等の適切な運用と活用促進を図る。市内実務者を対象とした技術的な講習会の開催や、イベントなど様々な機会を捉えた、市民に対する情報提供や啓発を行う。			
事業実績	中期4か年 計画の指 標・想定事 業量	具体的な 事業内容	・長期優良住宅、低炭素建築物、省エネルギー基準等に関する技術講習会の開催 ・市民向け、子ども向けの啓発 ・長期優良住宅、低炭素建築物の認定 ・環境配慮計画の公表 ・建築物省エネ法に基づく認定・指導等				
		指標	計画策定期	令和元年度	目標値		
		新築住宅のうち、より高い環境性能をもつ住宅の割合	17%(4か年平均)	14%	20%(4か年平均)		
		想定事業量	計画策定期	令和元年度	目標値		
		技術講習会等参加者数	82人/年(29年度)	251人 360人(2か年)	800人(4か年)		
		備考					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
		現計予算額	3,136千円	2,562千円			
		支出済額	1,068千円	1,817千円			
		繰越額	0千円	0千円			
		差▲引	2,068千円	745千円			
		執行率(%)	34%	71%			
		一般職員	4.0人	4.0人			
		再任用職員	0.0人	0.0人			
		概算人件費	35,140千円	35,140千円			
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	・建築物の温暖化対策は、環境負荷の低減をめざす社会的要請を受けた重要かつ喫緊の課題であり、当事業は地球温暖化対策実行計画に位置付けられている。環境配慮や省エネルギー化に配慮した建築物の普及には、建築物を設計する設計士や企業、建築主や建築物の利用者が、その必要性や効果、便益等に関する情報を得られることが重要であるため、届出制度や普及啓発を実施する必要がある。 ・長期優良住宅、低炭素建築物、省エネ法の認定業務については、法令等により所管行政庁が行うことと定められている。					
	事業目的に対する有効性	・想定事業量について、目標の達成に向け参加者数を確保できている。 ・指標について、想定よりも低い値となっているが、指標に関連する長期優良住宅の認定戸数は増加傾向にある。また、指標の「より高い環境性能」の前提となる省エネルギー基準への適合については、建築物省エネ法に基づく届け出のあった住宅のうち省エネ基準に適合するものの割合は8割程度を維持しており、一定の取組の成果が出てきている。					
	本事業の効率性・類似性	・CASBEE横浜については、平成17年度の導入以降、認証制度の導入や、届出対象の拡大、環境性能表示の開始など、制度の改善・見直しを行っている。普及啓発についてはHPの活用や他の環境事業を行っている部署と連携して行うなど事業の効率化を行っている。 ・認定業務については、法令等により所管行政庁が行うことと定められており、事前の技術的審査は民間の評価機関が行い、認定は本市が行うなど適切な役割分担がなされており効率性が図られている。					
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	■ 有 □ 無 ※CASBEE横浜のみ 学識経験者で構成される「横浜市建築物環境配慮評価認証委員会」を設置し、横浜市建築物環境配慮制度の認証を市が行う際、評価内容の適正さ及び妥当性について、必要な意見を求めている。					
	自己評価や外部意見を踏まえた事業見直しの方向性	・建築物の温暖化対策は、環境負荷の低減をめざす社会的要請を受けた重要かつ喫緊の課題であり、当事業はこの課題に対応する重要な事業である。地球温暖化対策実行計画に位置付けられており、引き続き実施する必要がある。 ・「長期優良住宅」や「低炭素建築物」の認定を遅滞なく適切に行うことで、引き続き省エネや環境に配慮した建築物を推進していく。 ・普及啓発については、令和元年度は本市が主催で技術講習会を2回開催したことに加え、民間の省エネ体感ショールーム見学会の実施や啓発パンフレットの作成をした。今後もより効果的な普及啓発を行うため、他団体が実施する講習会等での情報提供や、省エネ住宅の普及を目的とした啓発コンテンツの作成・活用などを検討し実施する。					
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題		住宅・建築物の温暖化対策の促進に向け、技術講習会を2回、民間の省エネ体感ショールームの見学会を1回実施し、技術講習会等参加者数は2か年で合計360人となった。また、アンケート結果より8割以上の参加者から「業務に活用できる内容であった」との回答を得られた。「新築住宅のうちより高い環境性能を持つ住宅の割合」の向上に向け、今後も引き続き市内技術者にとって有益な技術講習会を開催するとともに、啓発コンテンツの作成・活用など効果的な普及促進策を検討・実施し、市民の皆様の省エネへの関心と理解度の向上を目指していく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 高橋 寛雄	係長 横畠 友子	係 戸田 雄大
--------------------	-------------	-------------	------------

令和2年度事業評価書

令和元年度 事業名	10款 1項 1目 みなとみらい公共駐車場の債務解消		所管区局・課	建築局住宅政策課	令和2年度 事業評価書 番号	10-1-1 14
事業概要	実施根拠	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/> その他	具体的 名称	みなとみらい公共駐車場の横浜市への移管に伴う負担に関する要綱、横浜市中期4か年計画2018~2021 (財政運営2)		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	公益財団法人横浜市建築助成公社が保有する「みなとみらい公共駐車場」について、その債務を解消する。				
	具体的な 事業内容	公益財団法人横浜市建築助成公社が保有する「みなとみらい公共駐車場」について、その債務である約50億円を平成27年度から計画的に償還している。				
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ						
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績
		補助金額	目標 900,000千円	900,000千円	900,000千円	900,000千円
			実績 900,000千円	900,000千円	900,000千円	900,000千円
			目標 実績			
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由					
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額 900,000千円	900,000千円	900,000千円	900,000千円	
		支出済額 900,000千円	900,000千円	900,000千円	900,000千円	
		繰越額 0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引 0千円	0千円	0千円	0千円	
		執行率(%) 100%	100%	100%	100%	
	人 件 費	一般職職員 0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	
	再任用職員 0.0人	0.0人	0.0人	0.0人		
	概算人件費 4,388千円	4,396千円	4,393千円	4,393千円		
	総事業費 904,388千円	904,396千円	904,393千円	904,393千円		
	増▲減 —	8千円	▲ 3千円	0千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う 必要性	みなとみらい公共駐車場については、本市に移管することとし、その債務を本市で計画的に負担するため、必要な経費である。				
	事業目的に 対する 有効性	計画的に債務を解消することができている。				
	本事業の 効率性・ 類似性	令和2年度までの時限的措置である。				
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
	自己評価や 外部意見を 踏まえた 事業見直し の方向性	引き続き、計画的に債務を償還していく。				

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	松本 光司	係長	蛭川 雄治	係 加藤 一樹

令和2年度事業評価書

令和元年度 事業名	10款 1項 1目 公共建築物諸費		所管区局・課	建築局営繕企画課	令和2年度 事業評価書 番号	10-1-1 15
事業概要	実施根拠	法令等 <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的 名称			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	公共建築部各課の業務補助のため、嘱託員及びアルバイトを雇用する。				
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・再任用職員欠員代替嘱託員の雇用 ・業務繁忙のためのアルバイトの雇用 <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input checked="" type="checkbox"/> 内部事務経費のみ</p>				
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績
			目標 実績			
			目標 実績			
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
		現計予算額	12,314千円	28,040千円	39,775千円	44,389千円
		支出済額	13,915千円	13,881千円	16,795千円	13,991千円
		繰越額				
		差▲引	△ 1,601千円	14,159千円	22,980千円	30,398千円
		執行率(%)	113%	50%	42%	32%
人 件 費		一般職職員 再任用職員 概算人件費	0.2人 1,755千円	0.2人 1,758千円	0.2人 1,757千円	0.2人 1,757千円
総事業費		15,670千円	15,639千円	18,552千円	15,748千円	
増▲減	—	▲ 31千円	2,913千円	▲ 2,804千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う 必要性					
	事業目的に 対する 有効性					
	本事業の 効率性・ 類似性	類似する事業はない。				
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	自己評価や 外部意見を 踏まえた 事業見直し の方向性	公共建築部各課の業務を円滑に進め、効率的な事業執行を進めるために必要不可欠であるため、専門性の高い嘱託員の確保に努める。				

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係長	係長
	肥田 雄三		早川 勝久	大串 瞳美

令和2年度事業評価書

令和元年度 事業名	10款 1項 1目 建築物省エネルギー化推進事業			所管区局・課 建築局保全推進課	令和2年度 事業評価書番号 16	10-1-1	
					政策番号 10	主な施策(事業)番号 4	
事業概要	実施根拠	法令等 <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称		横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）		
		その他 <input checked="" type="checkbox"/>	政策 中期計画			地球温暖化対策・エネルギー施策の大都市モデルの創造	
			施策(事業)			公共施設等の省エネの推進、再エネ等の導入・供給拠点化、水素の利活用	
	事業の目的	老朽化した設備機器による環境負荷の増大に対応するため、平成16年度から事業を開始。エネルギー消費量の削減と財政負担の縮減を図るため、民間のノウハウを活用したESCO事業を導入し、建築物の省エネルギー化を推進する。					
具体的な 事業内容	公募による包括的な省エネルギー改修に関する提案を受け、建築部門やエネルギー部門などの学識経験者による外部委員が、客観的かつ公正に審査を行う「ESCO事業提案審査委員会」を運営し、事業者を決定する。						
中期4か年計 画の指標、想 定事業量	指標			計画策定期	令和元年度	目標値	
	—			—	—	—	
	想定事業量			計画策定期	令和元年度	目標値	
	公共施設へのESCO事業導入に伴う二酸化炭素削減量			17,092 t-CO ₂ 34,798 t-CO ₂ (2か年)	17,354 t-CO ₂ 34,798 t-CO ₂ (2か年)	69,000 t-CO ₂ (4か年)	
	備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接関与するため、指標の記載はしません。					
事業実績	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	平成30年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		772千円	772千円		
		支出済額		147千円	703千円		
		繰越額		0千円	0千円		
		差▲引		625千円	69千円		
		執行率(%)		19%	91%		
		人 件 費	一般職職員	2.0人	2.0人		
			再任用職員	0.0人	0.0人		
			概算人件費	17,570千円	17,570千円		
		総事業費		17,717千円	18,273千円		
増▲減		—	556千円				
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）における自らの事務及び事業に伴う温室効果ガスやエネルギー消費量の削減に取り組むための具体的な手法として必要な事業である。					
	事業目的に 対する有効性	本事業により施設の運営に支障をきたすことなく、エネルギー消費量の削減、環境負荷の低減及び維持管理費の縮減に貢献しており、目標を上回る成果を得ている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	多くの事業者が公募に参加し、様々な技術提案が受けられるように提出書類の簡素化、手続きの電子化など負担を軽減し円滑に進める必要がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ESCO事業提案審査委員会により外部の意見を聞き、事業へ反映している。					
	自己評価や 外部意見を 踏まえた 事業見直し の方向性	事業者からの提案を求め、最適な事業計画を採用し、エネルギー削減量が保証されるため、建築物の省エネルギー化対策に有効な事業であることから、引き続き実施する。これまでの課題を整理、対応することで参加意欲を高め、効果的に事業を推進する必要がある。					
	中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	これまで継続的に事業を導入し、温室効果ガスの排出削減に取り組んできたが、地球温暖化対策における本市の果たすべき役割が高まっている。更なる温室効果ガスの排出削減を着実に進めるため、効率的な事業の導入が必要である。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 中村 信樹	係長 田中 博一	係 内海 元貴		

令和2年度事業評価書

令和元年度 事業名	10款 1項 1目 建設関連産業活性化支援事業			所管区局・課 建築局営繕企画課	令和2年度 事業評価書番号 17	10-1-1
					政策番号 1	主な施策(事業)番号 6
事業概要	実施根拠	法令等 <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 の名称 ■	建設関連産業活性化支援事業に伴うアドバイザー派遣制度要綱		
		その他 ■		中小企業の経営革新と経営基盤の強化		
		中期計画 施策(事業)	市内建設関連産業の活性化			
	事業の目的	公共投資の減少により建設部門の経営環境が大きく変わる中、平成16年度の市内建設業界では、活性化に向けた業界の再生戦略の検討を行い、再生と改革の方向を示した「建設産業活性化プログラム」を取りまとめた。 横浜市としても、「専門家派遣事業」等の建設関連活性化事業を開始し、中小企業の革新的経営への取り組みを積極的にサポートすることとなった。				
具体的な 事業内容	①建設関連就職フェア(面接会・会社説明会)の実施 ②建設関連の団体や企業が実施するセミナー、研究会に専門家を派遣 ③建設関連企業の採用スキルの向上を図るため、人材確保の専門企業と協働した若年者雇用対策セミナーの実施					
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定期	令和元年度	目標値
		—		—	—	—
		想定事業量		計画策定期	令和元年度	目標値
		専門家派遣件数		40件/年	26件	160件(4か年)
		備考	令和元年度については、このほかに、新型コロナウイルスの影響により、団体・企業ともに2件ずつ計4件の派遣が中止 建設関連団体への派遣件数 60件(4か年) 建設関連企業への派遣件数 100件(4か年) ※本事業は、政策の目標・方向性に直接関与するため、指標の記載はしません。			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		2,750千円	3,000千円	
		支出済額		2,243千円	2,496千円	
		繰越額		0千円	0千円	
		差▲引		507千円	504千円	
執行率(%)		82%	83%			
人件費		一般職員	1.9人	1.9人		
		再任用職員	0.0人	0.0人		
	概算人件費	16,692千円	16,692千円			
総事業費		18,935千円	19,188千円			
増▲減		—	253千円			
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	市内建設業は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響は他業種に比べ大きいものの、民間投資の冷え込みによる先行きの工事受注に対する不安が広がっていることに加え、働き方改革の推進や、技術者・専門工等の担い手不足など、経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあるため、専門家のアドバイスによる経営改善や若年者雇用への支援は大いに必要とされる。				
	事業目的に対する有効性	建設業の経営基盤強化や人材確保・育成は長年の課題であり、短期的に効果が出るものではないが、多方面の専門家によるアドバイスを通じて経営効率化等を促していく必要がある。そのため、今後の経済情勢の中で、建設業としてのビジネスチャンスを捉えるきっかけとなる本事業は有効であると考える。				
	本事業の効率性・類似性	支援の対象を建設関連企業に限っているため、類似する事業は他にないが、関連性のある経済局の中小企業支援事業や雇用対策事業との連動を図ることで効率を高めることが期待できる。				
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	■有 □無 横浜建設業協会、横浜建設業青年会及び横浜市建築設計協同組合等の業界団体との意見交換会を通じて建設業界の動向を把握している。				
	自己評価や外部意見を踏まえた事業見直しの方向性	建設事業の人材不足解消のため、業界全体の体制の改善、機能強化が求められているが、建設業界は厳しい仕事のイメージや情報不足などから若年者の就職先として敬遠される傾向にある。さらに高齢化に伴い技術の継承や経営の存続性などの面で課題を有しているため、人材確保の専門企業と協働した若年者雇用対策セミナーの実施や採用活動等に対する新たな制度の検討など、多角的な支援が必要とされる。また、建設業をアピールする機会の提供(小中学校出前授業)も必要である。				

中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	建設関連産業においては、本業である建設工事等の受注が多い一方で、技術者・技能者の高齢化及び担い手不足が喫緊の課題となっている。このため、令和元年度も引き続き、若年者や女性を含む雇用促進などを目的として、建設関連産業就職フェアを開催し、政策目標である人材確保につなげることができた。また、中小建設業の経営改善を図るために、安全衛生や人材育成・雇用関係などをテーマに、団体及び企業に26件のアドバイザー派遣を行った。団体ではほぼ目標を達成したが、企業からの申込みが少なかったことから、今後も業界団体を通じてのPRを強化するなど、目標達成に向けた取組みを行う。あわせて、小中学生等に建設業の魅力をアピールする出前授業についても、前年度を超える件数を実施できるよう支援を行う。		
------------------------------	--	--	--

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 花内 洋	係長 早川 勝久	係長 長島 大樹
--------------------	------------	-------------	-------------

事 業 評 價 書 目 次 (令和2年度)

[建築 局]

令和2年度事業評価書

令和元年度事業名	10款 1項 2目 都市計画図等作成費		所管区局・課	建築局都市計画課	令和2年度事業評価書番号	10-1-2 18	
事業概要	実施根拠	法令等 <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的な名称	都市計画法、測量法			
	事業の目的(事業開始の経緯)	都市計画図は都市計画行政を執行するために必要不可欠なものであり、この都市計画図を作成するためには、そのベース図となる都市計画基本図(地形図)を作成する必要がある。また、地形地物等の変化に伴い、随時修正、更新を行う必要がある。そこで、これらの図面を作成し、適切に管理、更新等を行うため、本事業を開始した。					
	具体的な事業内容	都市計画図は、都市計画の情報を示した図面であり、都市計画の立案及び事業執行のために必要不可欠なものです。また、都市計画図のベース図である都市計画基本図(地形図)は、各種行政地図情報のベース図として、府内の様々な分野で活用されています。本市では、この都市計画図及び都市計画基本図をデジタル化して管理、活用しています。このうち、都市計画基本図については、都市施設の完成や開発等による地形地物の変化に伴い修正が必要となります。また、都市計画基本図については、都市計画基本図の修正に伴い都市計画決定線等の精査が必要となるため、都市計画基本図の修正後に都市計画情報を載せ替え、データの更新を行うとともに、毎年度内の都市計画決定又は変更に伴って修正を行っています。この都市計画図及び都市計画基本図を基に、本市の都市計画策定及び都市計画情報の周知等に必要な各種地図を作成し、業務使用及び一般頒布のために印刷、販売します。				本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ	
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	
		都市計画基本図 修正	目標 19図郭	実績 19図郭	目標 17図郭	実績 17図郭	27図郭
		都市計画図 更新	目標 96図郭	実績 96図郭			27図郭
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由					
	予算額・執行額、事業費の推移	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
		現計予算額	51,550千円	64,703千円	54,150千円	54,150千円	
		支出済額	49,056千円	52,992千円	48,039千円	57,251千円	
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引	2,494千円	11,711千円	6,111千円	△ 3,101千円	
		執行率(%)	95%	82%	89%	106%	
人件費		一般職職員 3.0人	3.0人	3.0人	3.0人		
再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人		
概算人件費		26,325千円	26,373千円	26,355千円	26,355千円		
総事業費	75,381千円	79,365千円	74,394千円	83,606千円			
増▲減	—	3,984千円	▲ 4,971千円	9,212千円			
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	都市計画に必要不可欠なものであり、適切な都市計画行政を執行できなくなるため、業務は終了できない。またオープンデータの推進に関する指針では重点的に推進する項目として位置付けられている。					
	事業目的に対する有効性	各種行政地図情報のベース図として、府内の様々な分野で活用され、市民への情報提供等に利用されている。また、オープンデータでは行政が保有する非常に有用な情報として利活用の需要が一層高まっている。					
	本事業の効率性・類似性	現状では、一連の更新作業に8箇年を要することとなるが、できる限り早期に更新できることが望ましい。財源及び人員の確保や新技術の開発による作業の高速化が行われた場合には、改めて更新サイクルの見直し等を検討していく。					
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 都市計画審議会に諮問して決定・変更した都市計画の情報を、都市計画図に反映させている。					
	自己評価や外部意見を踏まえた事業見直しの方向性	実施必須事業として業務手法見直しの大幅な変更が難しいが、最新技術(デジタルマルチラインセンサー)による他局の航空写真による修正や更新サイクル見直しにより、経費削減や業務円滑化等に努めている。また作成したデータのデジタル化により、他部局や大学等による検討、資料作成などに広く活用されている上、喫緊の政策課題であるオープンデータにあたっては地図の信頼性に対する社会的要請が高まっており、更新サイクルによる最新性や正確性向上の検討が求められている。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	地域計画係
	立石 孝司	林 隆一	三枝 由人

令和2年度事業評価書

令和元年度事業名	10款 1項 2目 都市計画基礎調査費		所管区局・課	建築局都市計画課	令和2年度事業評価書番号	10-1-2 19					
実施根拠	法令等 <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的な名称	都市計画法								
事業の目的(事業開始の経緯)	都市計画策定のための基礎資料とするため、都市計画法(第6条)に、都道府県はおおむね5年ごとに基礎調査を行い、市町村に対して資料の提出その他必要な協力を求めることができる旨の規定が定められているため、県と市が協力して調査を実施している。										
具体的な事業内容	都市計画基礎調査は、神奈川県下一致に人口・土地・建物等の現状及び動向について調査するもので、本市では、都市計画基礎調査の基本となる土地利用及び建物用途別現況をはじめ、都市基盤の整備状況や開発の状況等について、調査項目を数年度に分割して調査を実施し、神奈川県下一致に行われる調査結果の取りまとめに合わせて完結することとしている。 令和元年度は、第11回都市計画基礎調査として、市域北部の土地利用及び建物用途別現況調査を実施した。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ										
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績					
		都市計画基礎調査	目標 実績	項目別調査(189図郭) 調査結果公表冊子(1500部)作成	—	土地利用・建物現況調査(228ha ²)					
			目標 実績	項目別調査(189図郭) 調査結果公表冊子(1500部)作成	—	土地利用・建物現況調査(228ha ²)					
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由									
	予算額・執行額、事業費の推移	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度						
		現計予算額	37,500千円	2,000千円	0千円	40,000千円					
		支出済額	30,240千円	578千円	0千円	24,420千円					
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円					
		差▲引	7,260千円	1,422千円	0千円	15,580千円					
		執行率(%)	81%	29%	#DIV/0!	61%					
		人件費	一般職職員 再任用職員 概算人件費	2.0人 0.0人 17,550千円	0.0人 0.0人 17,582千円	2.0人 0.0人 17,570千円					
		総事業費	47,790千円	18,160千円	0千円	41,990千円					
		増▲減	—	▲ 29,630千円	▲ 18,160千円	41,990千円					
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	本調査は都市計画法第6条に規定された調査で、都市計画運用指針では、区域区分をはじめとする都市計画の変更は、本調査の結果を踏まえて見直すこととされている。 また、調査は県と市の協力体制のもと実施されており、作業分担は明確になされている。									
	事業目的に対する有効性	都市計画基礎調査の成果は、土地の変遷を表す資料であることから、都市計画案策定の基礎資料としてだけではなく、様々な分野において、企画・立案等の基礎資料として活用されており、その重要度は高い。また、GISで活用できるようデータ化することで、職員自らが分析・集計等を行うなど、業務の効率化が図られるとともに、庁内での利用・活用が更に見込まれる。									
	本事業の効率性・類似性	基本的には、神奈川県が作成する「都市計画基礎調査の手引き」に基づき作業を行うものであるが、GISを活用し、財政局固定資産税課所有の課税台帳データを活用するなど、効率的な調査の実施や精度の向上を図ってきた。 府内のGISの普及に伴い、整備されているその他のデータを活用した調査の実施の検討を行う必要がある。									
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 土地利用等の現状を把握するための基礎的調査であるため。									
	自己評価や外部意見を踏まえた事業見直しの方向性	府内のGISの普及に伴い整備されているデータ等を活用した調査の実施の検討、調査手法の改善等、作業の効率化、調査精度の向上及び経費削減に努める。									

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 立石 孝司	係長 雨宮 寿親	地域計画係 田中 均
--------------------	-------------	-------------	---------------

事 業 評 価 書 目 次 (令和2年度)

[建築 局]

令和2年度事業評価書

令和元年度事業名	10款 1項 3目 公共建築物長寿命化対策事業		所管区局・課	建築局保全推進課	令和2年度事業評価書番号	10-1-3 20
事業概要	実施根拠	法令等 <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 その他 ■	具体的な名称	横浜市公共施設管理基本方針		
	事業の目的(事業開始の経緯)	平成12年度に「横浜市公共施設の長寿命化の基本方針」が策定され、平成16年11月の都市経営執行会議において、當局部門を有しない局の建物の長寿命化に関して、建築局が一元的に執行することになりました。平成20年度には前記方針に、有効な利活用の視点を加味した「横浜市公共施設の保全・利活用基本方針」が策定されました。その後平成26年度に「横浜市公共施設管理基本方針」に改定され、現在に至っています。				
	具体的な事業内容	市区庁舎や地区センターなど850の市民利用施設の、計画的な予防保全実施。限られた予算で効果的な保全を行うため、建物や設備機器等の劣化状態を把握し、施設利用者の安全、防災・衛生上の必要性等による優先度から保全対策を実施します。また、突発修繕等についての対応を行います。				
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ						
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績
		保全対策工事実施数	目標 130	実績 191	130	130
			目標 127	127	130	146
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由				
	予算額・執行額、事業費の推移	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
		現計予算額	2,570,816千円	3,069,224千円	3,408,163千円	3,408,818千円
		支出済額	2,427,630千円	3,001,801千円	3,200,383千円	2,985,103千円
		繰越額				
		差▲引	143,186千円	67,423千円	207,780千円	423,715千円
		執行率(%)	94%	98%	94%	88%
人件費		一般職職員 17.5人 再任用職員 3.0人 概算人件費 167,270千円	16.5人 3.0人 159,398千円	16.5人 3.0人 159,335千円	16.5人 3.0人 159,335千円	
総事業費		2,594,900千円	3,161,199千円	3,359,718千円	3,144,438千円	
増▲減	—	566,299千円	198,519千円	▲ 215,280千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	適切な保全対策工事が実施されずに劣化が進行していくと、防災面等で必要な法令順守事項、利用者の安全や運営上支障のある不具合に対応できず、コンプライアンス・市民サービス低下などのリスクとなります。同時にライフサイクルコストが増大し、将来の予算負担が重くなります。				
	事業目的に対する有効性	限られた予算の中で、劣化の著しい施設部位等を優先的に保全対策工事を行うことにより、効率的な施設の長寿命化が図られています。				
	本事業の効率性・類似性	各施設の所管区局で行っていた保全事業を、劣化調査、調査結果に基づく優先順位付け、保全対策工事の実施まで建築局に一元化して行っている事業であり、予算の効率的執行が図られています。また、施設所管区において類似の事業はありません。				
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 ■無 内部管理事業であり、技術的側面から工事の優先度判定を行っているため、積極的に外部の意見を収集していませんが、施設管理者を通じて、市民等施設利用者の意見を業務に反映しています。				
	自己評価や外部意見を踏まえた事業見直しの方向性	内部管理事業であり、技術的側面から工事の優先度判定を行っているため、積極的に外部の意見を収集していませんが、施設管理者を通じて、市民等施設利用者の意見を業務に反映しています。				

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	松田 豊	齋藤 友子
	藤井 康次郎			

令和2年度事業評価書

令和元年度 事業名	10款 1項 3目 建築基準法第12条点検業務		所管区局・課	建築局保全推進課	令和2年度 事業評価書 番号	10-1-3 21
事業概要	実施根拠	法令等 <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	建築基準法第12条第2項及び第4項		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	建築基準法に定められた点検を実施する。 (平成22年度まで各局で実施していたが、効率的執行や情報の集約を目的に、平成23年度から原則建築局に一元化して実施) (平成23年度は各局予算の令達替え)				
	具体的な 事業内容	建築基準法第12条第2項及び第4項で施設管理者に義務付けられている施設の劣化状況に関する点検業務のうち、長寿命化対策事業の対象施設については原則建築局に一元化し、防火設備点検(平成30年度より実施)及び建築局独自の劣化調査と併せて実施している。				
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 ■ 法令に基づく義務的経費 ■ 内部事務経費のみ						
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績
			目標 実績			
			目標 実績			
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
		現計予算額	95,333千円	104,733千円	221,946千円	226,057千円
		支出済額	95,333千円	104,733千円	198,151千円	198,120千円
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引	0千円	0千円	23,795千円	27,937千円
		執行率(%)	100%	100%	89%	88%
人 件 費		一般職職員 再任用職員 概算人件費	5.0人 0.0人 43,875千円	5.0人 0.0人 43,955千円	5.0人 0.0人 43,925千円	5.0人 0.0人 43,925千円
総事業費		139,208千円	148,688千円	242,076千円	242,045千円	
増▲減	—	9,480千円	93,388千円	▲ 31千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う 必要性					
	事業目的に 対する 有効性					
	本事業の 効率性・ 類似性	建築基準法に基づく点検項目や点検周期等が定められているため。 なお、12条点検と併せて、建築基準法改正に伴う防火設備点検(平成30年度より実施)及び建築局独自の劣化調査を実施している。				
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	自己評価や 外部意見を 踏まえた 事業見直し の方向性	引き続き、建築基準法第12条に基づく点検を実施することにより、施設を良好な状態に保っていくと共に、その結果を活用して長寿命化対策工事を効果的に実施していく。建築基準法の改正に伴い、平成30年度から『防火戸等の防火設備』についても、点検業務を効果的に実施する。				

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	中村 信樹	係長	藤岡 干久	係 日下 弥寿彦

事 業 評 価 書 目 次 (令和2年度)

[建築局]

令和2年度事業評価書

令和元年度事業名	10款2項1目 市営住宅指定管理者経費		所管区局・課	建築局市営住宅課	令和2年度事業評価書番号	10-2-1 22
事業概要	実施根拠	法令等 <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的な名称	公営住宅法、住宅地区改良法、横浜市営住宅条例、横浜市改良住宅条例等		
	事業の目的(事業開始の経緯)	公営住宅法及び住宅地区改良法に基づき建設された公営住宅・改良住宅の維持・管理				
	具体的な事業内容	市営住宅(公営住宅及び改良住宅)の建物・設備の維持、管理及び住宅、駐車場の入居者管理等の適正な管理運営について、指定管理者を指定し、実施する。				
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ						
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績
		住宅使用料収納率(目標:中期計画)	目標 実績 96.43% 97.47%	97.80% 97.88%	- 98.34%	- 98.68%
			目標 実績			
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由				
	予算額・執行額、事業費の推移	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
		現計予算額	1,273,757千円	1,433,182千円	1,481,608千円	1,326,393千円
		支出済額	1,263,694千円	1,479,676千円	1,514,910千円	1,342,738千円
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引	10,063千円	△ 46,494千円	△ 33,302千円	△ 16,345千円
		執行率(%)	99%	103%	102%	101%
人件費		一般職職員 再任用職員 概算人件費	8.1人 0.6人 73,819千円	8.1人 0.6人 74,076千円	8.1人 0.6人 74,035千円	8.1人 0.6人 74,035千円
総事業費		1,337,513千円	1,553,752千円	1,588,945千円	1,416,773千円	
増▲減	—	216,239千円	35,193千円	▲ 172,172千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	低額所得者の住宅不足を緩和するため、市営住宅の供給を行う必要があり、その管理については、それまでの事業手法を見直し、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的に「指定管理者制度」を平成18年度から導入している。				
	事業目的に対する有効性	使用料収納率の向上や新たな入居者サービスの展開など指定管理者制度の効果が現れている。				
	本事業の効率性・類似性	5年ごとに指定管理者の選定を行い、経費や業務内容の見直しを行っている。				
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 外部の有識者で構成する横浜市市営住宅等指定管理者選定評価委員会による選定に基づき指定管理者は指定されている。				
	自己評価や外部意見を踏まえた事業見直しの方向性	30年度に横浜市市営住宅等指定管理者選定評価委員会を開催し、次期指定管理者の選定を行った。今後第三者評価委員会を開催するなど外部意見を踏まえ、制度導入の効果が入居者サービス向上につながるよう取り組む。				

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	管理係
	吉原 秀典	高橋 健太郎	鈴木 祥子

令和2年度事業評価書

令和元年度事業名	10款 2項 1目 市営住宅計画修繕・入退去業務等委託費		所管区局・課	建築局市営住宅課	令和2年度事業評価書番号	10-2-1 23
事業概要	実施根拠	法令等 <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的な名称	公営住宅法、住宅地区改良法、横浜市営住宅条例、横浜市改良住宅条例等		
	事業の目的(事業開始の経緯)	市営住宅を健康で文化的な生活を営むに足りる状態に維持管理し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する。				
	具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の中長期的な保全計画に基づく修繕の実施 ・入居者募集、収納管理業務等の実施 				
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ						
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由					
	予算額・執行額、事業費の推移	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
		現計予算額	1,253,387千円	1,456,654千円	1,643,488千円	1,785,706千円
		支出済額	1,311,954千円	1,462,320千円	1,627,050千円	1,787,116千円
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引	△ 58,567千円	△ 5,666千円	16,438千円	△ 1,410千円
執行率(%)		105%	100%	99%	100%	
人件費		一般職職員 再任用職員 概算人件費	5.6人 0.5人 51,425千円	5.6人 0.5人 51,621千円	5.6人 0.5人 51,593千円	5.6人 0.5人 51,593千円
		総事業費	1,363,379千円	1,513,941千円	1,678,643千円	1,838,709千円
	増▲減	—	150,562千円	164,702千円	160,066千円	
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	公営住宅法に基づき、地方公共団体は、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する必要がある。				
	事業目的に対する有効性	指定管理者制度と本業務委託を組み合わせ、市営住宅の安定した管理運営が行われている。				
	本事業の効率性・類似性	外部委託の手法を採用し、効率的な業務の遂行を図っている。				
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 市営住宅の入居者公募(年2回)の際には、その具体的な基準について横浜市営住宅入居者選考審議会(学識経験者・市会議員で構成)の意見を聞いて定めている。				
	自己評価や外部意見を踏まえた事業見直しの方向性	施設の適切な維持管理に必要な経費の予算計上を図り、安定した入居者募集を行う。				

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	吉原 秀典	係長	高橋 健太郎	管理係
					鈴木 祥子

令和2年度事業評価書

令和元年度事業名	10款 2項 1目 市営住宅直接管理費		所管区局・課	建築局市営住宅課	令和2年度事業評価書番号	10-2-1 24
事業概要	実施根拠	法令等 <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的な名称	公営住宅法、住宅地区改良法、横浜市営住宅条例、横浜市改良住宅条例等		
	事業の目的(事業開始の経緯)	市営住宅管理業務全般の円滑な実施を図る。				
	具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅入居者募集計画の作成 ・市営住宅使用料の収納管理 ・住宅管理システムの管理 ・財産管理 <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 ■ 法令に基づく義務的経費 ■ 内部事務経費のみ</p>				
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績
			目標実績			
			目標実績			
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由				
	予算額・執行額、事業費の推移	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
		現計予算額	253,158千円	234,405千円	102,631千円	129,132千円
		支出済額	173,899千円	163,233千円	104,098千円	108,384千円
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引	79,259千円	71,172千円	△ 1,467千円	20,748千円
		執行率(%)	69%	70%	101%	84%
人件費		一般職職員 再任用職員 概算人件費	7.2人 0.4人 65,008千円	7.2人 0.4人 65,208千円	7.2人 0.4人 65,170千円	7.2人 0.4人 65,170千円
総事業費		238,907千円	228,441千円	169,268千円	173,554千円	
増▲減	—	▲ 10,466千円	▲ 59,173千円	4,286千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性					
	事業目的に対する有効性					
	本事業の効率性・類似性	個々の業務の内容に応じて外部委託を取り入れるなど効率的に執行している。				
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	自己評価や外部意見を踏まえた事業見直しの方向性	指定管理や委託を中心とする市営住宅管理全般の円滑な実施を図るために必要な事業である。市営住宅管理に欠かせない住宅管理システムの整備を着実に進めるとともに、適切な財産管理による歳入の確保や経費節減等の効率的な執行を図る。				

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	管理係
	吉原 秀典	高橋 健太郎	鈴木 祥子

令和2年度事業評価書

令和元年度事業名	10款 2項 1目 借上公営住宅借上費		所管区局・課	建築局市営住宅課	令和2年度事業評価書番号	10-2-1 25
事業概要	実施根拠	法令等 <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的な名称	公営住宅法、住宅地区改良法、横浜市営住宅条例、横浜市改良住宅条例等		
	事業の目的(事業開始の経緯)	民間土地所有者等の建設した共同住宅を市営住宅として借上げ、市営住宅ストック数を維持する。				
	具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・建物所有者との契約に基づく、賃借料の支出 ・契約期間満了住宅の再契約等の推進 <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ</p>				
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績
		契約期間満了住宅の再借上件数	目標 実績 8	7	7	18
			目標 実績 8	7	7	18
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由				
	予算額・執行額、事業費の推移	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
		現計予算額	4,391,854千円	4,406,178千円	4,402,648千円	4,397,969千円
		支出済額	4,387,438千円	4,395,431千円	4,390,344千円	4,382,513千円
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引	4,416千円	10,747千円	12,304千円	15,456千円
		執行率(%)	100%	100%	100%	100%
人件費		一般職職員 再任用職員 概算人件費	3.6人 0.0人 31,590千円	3.6人 0.0人 31,648千円	3.6人 0.0人 31,626千円	3.6人 0.0人 31,626千円
総事業費		4,419,028千円	4,427,079千円	4,421,970千円	4,414,139千円	
増▲減	—	8,051千円	▲ 5,109千円	▲ 7,831千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	借上住宅は市営住宅管理戸数の約13%を占め、市営住宅ストック数を維持するために必要な事業である。 借上市営住宅の賃借料は賃貸借契約(20年等)に基づく義務的経費である。				
	事業目的に対する有効性	都心部(西・中・南区等)における市営住宅の供給を担っている。				
	本事業の効率性・類似性	賃借料額については、状況に応じ適宜見直しを行っている。				
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 賃借料の見直しの際には不動産鑑定を実施している。				
	自己評価や外部意見を踏まえた事業見直しの方向性	契約期間満了住宅の再契約を進め、市営住宅ストック数を維持するとともに、適切な経費執行を図る。				

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	吉原 秀典	係長	高橋 健太郎	管理係
					鈴木 祥子

事 業 評 価 書 目 次 (令和2年度)

[建築局]

令和2年度事業評価書

令和元年度 事業名	10款 2項 2目 市営住宅整備事業		所管区局・課 建築局市営住宅課	令和2年度 事業評価書番号 26	10-2-2	
				政策番号 22	主な施策(事業)番号 2	
事業 概要	実施根拠	法令等 <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称 公営住宅法			
		その他 <input type="checkbox"/>				
	中期計画	政策	多様な居住ニーズに対応した住まいづくり			
		施策(事業)	市営住宅の再生			
事業の目的	・福祉対応として平成28年度までに完了したエレベーター設置工事に引き続き、さらなる長寿命化や巨樹性向上のための住戸内改善工事を行う。 ・法定耐用年限を迎える市営住宅の建替え等による再生の推進を進める。					
具体的な 事業内容	・ひかりが丘住宅での長寿命化、福祉対応等のための住戸内改善工事の実施 ・市営瀬戸橋住宅の基本設計等の実施					
事業 実績	中期4か年計 画の指標、想 定事業量	指標		計画策定期	令和元年度	目標値
		――		――	――	――
		想定事業量		計画策定期	令和元年度	目標値
		住戸改善戸数		30戸/年	170戸 260戸(2か年)	770戸(4か年)
		備考	令和元年度の住戸改善戸数は、ひかりが丘住宅によるもの 政策22・主な施策2・想定事業量②の達成にも関連 ※本事業は、政策の目標・方向性に直接関与するため、指標の記載はしません。			
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	平成30年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		2,271,618千円	2,722,908千円	
		支出済額		1,934,589千円	1,837,714千円	
		繰越額		320,322千円	0千円	
		差▲引		16,707千円	885,194千円	
執行率(%)		99%	67%			
人 件 費		一般職員	7.0人	7.0人		
		再任用職員	0.0人	0.0人		
		概算人件費	61,495千円	61,495千円		
		総事業費	2,316,406千円	1,899,209千円		
増▲減	—	▲417,197千円				
事業 評価の 視点に よる 点検 ・ 検証 ・ 評価	本市が行う 必要性	・老朽化が進み、住戸の間取りも現代生活にそぐわないものとなっている市営ひかりが丘住宅について、躯体の長寿命化対策、間取りの改修及び建具と設備の更新を主な内容とする改善工事を行う必要がある。 ・浴室がない等著しく居住性能が低い瀬戸橋住宅等は、法定耐用年限前に先行して優先的に再整備を行う必要がある。 ・昭和30、40年代に建設された市営住宅等が老朽化が進むため、財政負担の軽減や平準化、最適な配置等の検討を行い、再整備を進める必要がある。				
	事業目的に 対する有効 性	・ひかりが丘住宅の該当住棟を長寿命化させるとともに、昭和40年代に大量に建設された大規模団地の耐用年限による建替需要を分散させることも可能となるため、財政支出の平準化に寄与することができる。 ・著しく居住性能の低い住宅を優先的に建替えを行うことにより、入居者の利便性を向上することができる。 ・建て替え時期の調整や長寿命化を行う市営住宅等を選定し、平準化を図ることにより、財政負担の軽減と効率的な事業執行を図ることができる。				
	本事業の 効率性・ 類似性	・住戸内改善については、厳しい財政状況により、事業開始年度である平成29年度は30戸、平成30年度は90戸しか実施できず、当初の予定戸数を実施できていない。				
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■有 □無 事業実施にあたっては、入居者・自治会・周辺地域住民等との協議を継続的に行っている。				
	自己評価や 外部意見を 踏まえた 事業見直し の方向性	住戸改善工事により、躯体の長寿命化、間取りの改修、住戸内の設備・内装等の更新が行われ、一定の効果を上げたものと考えられる。 平成30年度、令和元年度は計画通りの戸数を改善工事することができたが、事業開始年度の工事戸数が少なかったため概ね10年間で約2,200戸の工事を実施するためには、今後は年度当たりの工事戸数を増やすことで、着実に事業を進めて行く必要がある。				
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	長寿命化対策を図るために、住戸改善工事については予定していた工事戸数を実施することができた。また、建替え等による再生・活性化を図るために、市営住宅の建替えについては金沢区内の3つの住宅に関する建替えに向けた基本計画を策定し、瀬戸橋住宅の基本設計等に着手した。 引き続き、地域のまちづくりに貢献する再生を目指し、市営住宅の再生を着実に進めて行く。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 寺口 達志	係長 鷲原 智仁	管理係 福留 柚衣	

事 業 評 価 書 目 次 (令和2年度)

[建築局]

令和2年度事業評価書

令和元年度 事業名	10款 2項 3目 住宅セーフティネット構築事業			所管区局・課 建築局住宅政策課	令和2年度 事業評価書番号 27	10 - 2 - 3
					政策番号 22	主な施策(事業)番号 1
事業概要	実施根拠	法令等 <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、地域優良賃貸住宅制度要綱等		
		その他 <input checked="" type="checkbox"/>				
	中期計画 施策(事業)	政策 多様な居住ニーズに対応した住まいづくり 多様なニーズに応じた住宅の供給				
事業の目的	子育て世帯や障害者、若年単身者など住宅を確保することが困難な方々に対する経済的な支援や居住支援の充実、高齢者向けの生活サービス支援付きの住宅供給等を行うことにより、多様なニーズに対応した住宅を供給し、多世代が安心して暮らせる住まいを確保していく。 ①ヨコハマ・りぶいん事業 ②高齢者向け地域優良賃貸住宅事業 ③子育て世帯向け地域優良賃貸住宅事業 ④住宅セーフティネット事業					
具体的な 事業内容	①中堅所得者等を対象に認定事業者が供給する優良賃貸住宅に対し、家賃減額助成を行う。 ②高齢者に配慮された仕様・サービスの付加された民間賃貸住宅の整備を誘導するため、認定事業者に対し整備費の一部を補助するとともに、入居者の負担額を軽減するため家賃減額補助を行う。 ③本市が子育て世帯に配慮された賃貸住宅として認定した住宅に対し、入居者の負担額を軽減するため家賃減額助成を行う。 ④住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、入居者への経済的支援、住宅確保要配慮者への居住支援を実施。					
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定期	令和元年度	目標値
		本市の施策で行う高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合		3.3%	3.5%	3.6%
		想定事業量		計画策定期	令和元年度	目標値
		家賃補助付きの民間賃貸住宅の供給		2,471戸(累計)	396戸(累計)	1,240戸(4か年)
		備考	本事業は政策32・主な施策3にも関連する事業です。 想定事業量 家賃補助付セーフティネット住宅の供給戸数 計画策定期:-戸、令和元年度:3,944戸/49戸(2か年)、目標値:700戸(4か年)			
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	平成30年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		1,584,174千円	1,332,811千円	
		支出済額		1,428,058千円	1,239,156千円	
		繰越額		0千円	0千円	
		差▲引		156,116千円	93,655千円	
人件費	執行率(%)		90%	93%		
	一般職職員		5.0人	5.0人		
	再任用職員		0.0人	0.0人		
	概算人件費		43,925千円	43,925千円		
	総事業費		1,471,983千円	1,283,081千円		
増▲減		—	▲ 188,902千円			
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う 必要性	高齢者の単身世帯の大幅な増加が見込まれていることや若年層の収入が減っていること、ひとり親世帯が低収入の傾向にあること等の現状があり、本市においても住宅確保要配慮者の増加が見込まれている。住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、家賃減額補助等を実施する低廉な家賃の住宅の供給が必要とされている。				
	事業目的に 対する有効性	高齢者向け地域優良賃貸住宅や子育て世帯向け地域優良賃貸住宅については、入居者のほとんどが所得区分が最も低い収入状況にあり、低所得の高齢者・子育て世帯に良好な居住環境を備えた賃貸住宅の供給を実現している。 また、住宅セーフティネット事業においては、障害者や若年単身者等を含む、より広範囲の住宅確保要配慮者を対象としており、重層的な住宅セーフティネットの構築に寄与している。				
	本事業の 効率性・ 類似性	低所得の高齢者や子育て世帯の居住の安定確保を図る家賃補助付き住宅の供給は、他にない事業である。高齢者向けの設備・仕様の整備、家賃負担の軽減には、一部公費負担を必要とするが、民間活力を活用した事業のため、直接建設・管理するよりも低いコストでの整備が可能となっている。また、住宅セーフティネット事業については、既存住宅の活用を前提とした制度のため、コストの低減や、住宅の既存ストック活用など住宅施策としての意義もある。				
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
	自己評価や 外部意見を 踏まえた 事業見直し の方向性	ヨコハマ・りぶいんおよび子育て世帯向け地域優良賃貸住宅事業については、これまで認定した住宅に対し引き続き家賃減額助成を行う必要がある。また、高齢者向け地域優良賃貸住宅については、高齢者向けの設備・仕様を備えた低廉な家賃の住宅に対する需要が高いことから、引き続き供給を行い、家賃減額補助を行っていく。さらに、住宅セーフティネット事業については、セーフティネット住宅の供給促進に向けて、横浜市居住支援協議会と連携し、多様なニーズに対応した効果的な居住支援のあり方などを検討する必要がある。				
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題		多様なニーズに応じた住宅供給の取組として、高齢者等を対象とした家賃補助付き民間賃貸住宅を令和元年度新たに196戸確保しました。 引き続き、家賃補助付きの民間賃貸住宅の供給を促進するため、制度の周知を行うとともに、横浜市居住支援協議会と連携し、多様なニーズに対応した効果的な居住支援のあり方などを検討していきます。				
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長 松本 光司	係長 松川 克史、小島 類	係 花田 進、末廣 大樹、畠川 愛美、内谷 珠由、堀下 茜

事 業 評 価 書 目 次 (令和2年度)

[建築 局]

令和2年度事業評価書

令和元年度 事業名		10款2項4目 マンション関連支援事業		所管区局・課		建築局住宅再生課		令和2年度 事業評価書番号	10-2-4 28	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 な名称	マンション管理適正化法、横浜市マンション・アドバイザー派遣事業制度要綱、横浜市マンション管理組合サポートセンター事業実施要綱、横浜市マンション・団地再生コーディネート支援事業制度要綱、横浜市マンション再生支援事業制度要綱、横浜市マンション・パリアフリー化等支援事業制度要綱					
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>							
		中期計画	政策		多様な居住ニーズに対応した住まいづくり					
		施策(事業)	マンション管理組合への総合的な支援							
	事業の目的	老朽化が進むマンションにおいて、日常の維持管理から再生期まで、管理組合等の状況に応じて情報提供や専門家の派遣、費用の一部補助等を実施する。また、現状や課題を把握し、新たな制度検討を進める。								
具体的な 事業内容	分譲マンションの適切な管理組合運営及び維持管理が行われるよう、専門家の派遣、関係者(管理組合、住人、専門家)の交流促進、適宜・適切な情報提供等を行うことにより支援する。また、建物の老朽化や居住者の高齢化が進むマンションにおいて、課題や現状を把握するとともに、様々な再生方法や活動段階等に応じた支援を推進する。									
事業実績	中期4か年 計画の指 標、想定事 業量	指標		計画策定期	令和元年度	目標値				
		—		—	—	—				
		想定事業量		計画策定期	令和元年度	目標値				
		マンション管理組合支援数		87件/年	110件 183件(2か年)	510件(4か年)				
		備考		政策21・主な施策2・想定事業量②、政策22・主な施策6・想定事業量②の達成にも関連 ※本事業は、政策の目標・方向性に直接関与するため、指標の記載はしません。						
	事業評価の視点による点検・検証・評価	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	平成30年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			現計予算額		4,978千円	22,648千円				
			支出済額		4,465千円	27,474千円				
			繰越額		0千円	0千円				
			差▲引		513千円	△4,826千円				
執行率(%)			90%	121%						
人 件 費			一般職職員	3.0人	3.0人					
			再任用職員	0.0人	0.0人					
			概算人件費	26,355千円	26,355千円					
総事業費			30,820千円	53,829千円						
増▲減		—	23,009千円							
本市が行う 必要性	マンション管理適正化法第5条において「国及び地方公共団体は、マンションの管理の適正化に資するため、管理組合又はマンションの区分所有者等の求めに応じ、必要な情報及び資料の提供その他の措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されているところだが、マンション管理組合だけでは課題解決が困難な場合もあるため、市が支援する必要がある。また、マンション管理適正化の推進のため、自治体の役割を強化するマンション管理適正化法の一部改正が令和2年6月に成立し、積極的に施策を講じていくことが求められている。									
事業目的に 対する有効性	建物の高経年化や居住者の高齢化、ライフスタイルや価値観の多様化など、課題は複雑になっている中、講習会等の開催により関係者(管理組合、住人、専門家)のスキル向上を図りながら、適切な情報提供や支援を行っている。近年本市事業に関する情報をより多くのマンション管理組合に提供することに注力したことにより、交流会への参加組合件数は年々増加しており、一定の成果を得られている。									
本事業の 効率性・ 類似性	効果的な支援の実施のために、支援メニュー、支援対象及び経費などを精査し、一層改善する余地がある。									
市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 事業開始にあたり、専門的な知識を有する団体等からの提言や管理組合等へのヒアリング等により、外部からの意見を収集している。									
自己評価や 外部意見を 踏まえた 事業見直し の方向性	「課題を抱えていてもどこに相談すればいいのか分からない」、「何から着手すればいいのか分からない」という管理組合が、マンションの適正な維持管理の推進、マンション再生に向けた取組に進む一助となっているという点においては一定の成果を得られていると考える。									
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題		マンション関連支援事業については、政策の目標・方向性で掲げたマンションの適正な維持管理に向け、管理組合等に対し延べ110件(令和元年度)の支援を実施した。引き続き、さらなる支援の充実のため、実態把握等を進め、能動的な支援を展開し、かつ、自律的な活動を促進するため管理組合等に向けた周知・広報を進めていく。								
本資料は、公正・適正に作成しました。					課長	係長	係 長			
					加藤 忠義	佐藤 智宏	山崎 千夏			

令和2年度事業評価書

中期計画
関連事業

令和元年度 事業名		10款 2項 4目 民間住宅関連支援事業		所管区局・課	建築局住宅政策課	令和2年度 事業評価書番号 政策番号 主な施策(事業)番号	10 - 2 - 4 29 22 5
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的な名称	横浜市民間住宅あんしん入居事業要綱、横浜市高齢者住替え促進事業制度要綱、横浜市地域子育て応援マンション認定制度要綱		
		その他	■		多様な居住ニーズに対応した住まいづくり		
	事業の目的	中期計画	政策	住まいに関する幅広い相談への対応			
		施策(事業)	連帯保証人がいないことにより、民間住宅への入居が困難な住宅確保要配慮者に対して協定保証会社による入居支援を行ったり、住替えを検討している高齢者を対象に住替え相談を行うことにより、一般賃貸住宅への円滑な入居を促進していく。 ①あんしん入居事業(平成16年10月～) ②高齢者住替え促進事業(平成18年10月～) ③住宅リフォーム等支援事業(平成18年度～) ④横浜地域子育て応援マンション(平成20年度～)				
事業実績	中期4か年 計画の指標、 想定事業量	指標		計画策定期	令和元年度	目標値	
		本市の施策で行う公的住宅等における子育て世帯に配慮された住宅供給戸数		6,368戸(累計)	7,177戸(累計)	8,500戸(累計)	
		想定事業量		計画策定期	令和元年度	目標値	
		住まいの相談件数		2,948件/年	2,722件 5,546件(2か年)	16,000件(4か年)	
	備考						
事業評価の視点による点検・検証・評価	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	平成30年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		8,301千円	7,885千円		
		支出済額		7,708千円	6,716千円		
		繰越額		0千円	0千円		
		差▲引		593千円	1,169千円		
		執行率(%)		93%	85%		
		人件費	一般職職員	1.0人	1.0人		
			再任用職員	0.0人	0.0人		
			概算人件費	8,791千円	8,785千円		
		総事業費		16,499千円	15,501千円		
増▲減		—	▲ 998千円				
自己評価や 外部意見を 踏まえた 事業見直し の方向性	本市が行う 必要性	少子高齢化、単身世帯の増加などの社会情勢を背景に、人との関わりが希薄となっている現代社会において、連帯保証人を頼める人がいない人が増しており、必要不可欠である住まいを確保するためのセーフティネットとして定着した制度となっている。 多種多様な住まい方が選択肢としてある現代社会において、高齢者についても様々な住宅や施設が存在しており、相談窓口はそれらの特性を踏まえた専門的な知識が必要とされるため、個々の事情にあった住替え先の情報提供を受けられる一元的な相談窓口の必要性は高い。					
	事業目的に 対する有効性	連帯保証人がいないことから一般民間賃貸住宅への入居を断られてしまう方々に安定した居住の確保の機会を増やし、福祉の増進に寄与する。 多種多様な高齢者向け住宅が存在しており、これらの一元的な情報提供が受けられる相談窓口として、重要な制度となっている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	関係各局や保証会社、協力不動産店等と連携を取り、情報の共有や制度充実のための意見交換を行う必要がある。 また、高齢者自身が暮らしに関わる様々な相談を持ち込んでいる健康福祉局及び区役所の福祉保健センターとの連携を強める必要がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 <input type="checkbox"/> 無 本市と宅地建物取引業団体、関係支援団体及び取扱保証会社をもって構成する「民間住宅あんしん入居事業連絡調整会議」により制度検討を図るほか、相談に来られた方からの要望や意見を参考にして、業務に反映させるなどの改善を図っている。					
	自己評価や 外部意見を 踏まえた 事業見直し の方向性	令和元年8月に開設した「横浜市居住支援協議会相談窓口」と役割が重複していることから、窓口を統合し、利用者にとってわかりやすい相談窓口とする必要がある。					
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題		民間賃貸住宅への入居が困難な方への住まい探しを支援する「民間住宅あんしん入居事業」の協力不動産店の仕組みを住宅セーフティネット制度に組み込むことで、制度の柱の一つである居住支援の拡充を図ります。					
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	係	
				松本 光司	松川 克史、小島 類	花田 進、堀下 茜	

令和2年度事業評価書

令和元年度 事業名	10款 2項 4目 住宅施策推進事業		所管区局・課 建築局住宅政策課	令和2年度 事業評価書番号 30	10 - 2 - 4		
				政策番号 22	主な施策(事業)番号 4		
事業概要	実施根拠	法令等 <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称 議会条例、災害救助法、災害対策基本法、公営住宅法	住生活基本法、地方自治法第138条の4、横浜市住宅政策審議会条例、災害救助法、災害対策基本法、公営住宅法			
		その他 <input type="checkbox"/>		多様な居住ニーズに対応した住まいづくり 総合的な空家等対策の推進			
		中期計画 <input checked="" type="checkbox"/> 施策(事業)					
	事業の目的	横浜市の総合的かつ長期的な住宅政策に関して調査・検討を行い、住生活の安定した確保及び促進に関する施策を推進する。また災害時における住宅対策を迅速かつ的確に実施する。これにより、市民生活の安定・向上と社会福祉の増進を図るとともに、市民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。					
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市住生活基本計画や横浜市賃貸住宅供給促進計画等の改定・総合的な空家等対策の推進における相談体制強化や地域での空家活用方策などの検討 ・応急仮設住宅建設候補地データベースの更新、災害時の住宅政策に関するマニュアルの整備、応急仮設住宅の供与等の迅速化に向けた検討・調査等 						
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定期	令和元年度	目標値	
		-		-	-	-	
		想定事業量		計画策定期	令和元年度	目標値	
		専門家による空き家相談対応件数		166件/年	304件 492件(2か年)	800件(4か年)	
		備考		※本事業は、政策の目標・方向性に直接関与するため、指標の記載はしません。			
		現計予算額		15,100千円	9,698千円		
		支出済額		8,860千円	7,538千円		
		繰越額		0千円	0千円		
		差▲引		6,240千円	2,160千円		
		執行率(%)		59%	78%		
人件費	一般職職員	2.0人	2.0人				
	再任用職員	0.0人	0.0人				
	概算人件費	17,570千円	17,570千円				
総事業費		26,430千円	25,108千円				
増▲減		—	▲ 1,322千円				
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・本格的な少子高齢社会の到来や、厳しい財政状況などの社会情勢を踏まえた住宅施策の充実が求められており、福祉・まちづくり等の分野とも連携して、本市の住宅施策に係る調査や検討を行う必要がある。 ・本市は救助実施市に指定されており、発災後速やかに応急仮設住宅の建設を行うために、応急仮設住宅の供与等の迅速化に向けた検討・調査等を行う必要がある。 					
	事業目的に対する有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢の変化に伴う、市場動向や市民ニーズ等の変化を踏まえた検討を行っており、市民生活の安定・向上等に係る効果的な施策展開に資している。 ・応急仮設住宅の円滑な建設に向けた予備調査や配置計画案の作成を通じて、実務想定ができている。 					
	本事業の効率性・類似性	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅政策審議会での意見や、社会情勢の変化を踏まえて、各種の住宅関連計画の策定・改定を行うことができている。 ・応急仮設住宅建設候補地データベースについては、平成21年度から実施し効率的にデータベースの蓄積がなされている。 ・他事業との類似性はない。 					
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅施策については、附属機関(住宅政策審議会)や空家等対策協議会、パブリックコメントなどを活用し、外部からの評価や意見を積極的に収集し、反映させている。 					
	自己評価や外部意見を踏まえた事業見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢の変化や市民ニーズの多様化を的確に把握し、引き続き、住生活の安定の確保及び促進に関する施策を推進していく必要がある。 ・東日本大震災等を踏まえ、応急仮設住宅用地の確保や住宅の再建や応急的な住宅から恒久的な住宅への移行が求められるため、引き続き迅速な対応に向けた事前準備を行っていく必要がある。 					
	中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家による空き家相談対応件数について、相談先を分かりやすくするために、令和元年11月より空家総合案内窓口を開設し、相談体制を強化したことなどから、目標を上回るペースで進んでいる。 					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 松本 光司	係長 伊藤 博貴	係 小澤 竜也		

令和2年度事業評価書

令和元年度 事業名	10款 2項 4目 住まいに関する相談・情報提供事業			所管区局・課 建築局住宅政策課	令和2年度 事業評価書番号 31	10-2-4			
					政策番号 22	主な施策(事業)番号 5			
事業概要	実施根拠	法令等 <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称		住まいの相談推進事業実施要領				
		その他 <input checked="" type="checkbox"/>							
		中期計画 <input type="checkbox"/> 政策 <input type="checkbox"/> 施策(事業)	多様な居住ニーズに対応した住まいづくり 住まいに関する幅広い相談への対応						
	事業の目的	「住まいの相談事業」は、市民が住み慣れたまちで安全に安心して生活するために、身近で気軽に住宅相談できる体制を整備することを目的に開始した。また「人にやさしい住まいづくり体験館」は、本市の住宅施策と連携し、実際に「見て」「触れて」「感じる」という体験を通して、住生活への関心を高めていくことや住まいづくりの工夫など住情報提供を行うことにより、住宅の品質向上、住宅関連知識の普及を図ることを目的に開始した。							
事業実績	具体的な 事業内容	市民が身近な場所で住まいに関する総合的な相談が受けられるよう、民間事業者等や市民利用施設と連携して、住宅関連の相談窓口を設けている。また市民が体験を通じて住宅関連の知識を深め、住宅施策への関心を高めもらうようハウスエア横浜内にて「人にやさしい住まいづくり体験館」を運営している。							
	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定期	令和元年度	目標値			
		-		-	-	-			
		想定事業量		計画策定期	令和元年度	目標値			
		住まいの相談件数		2,948件/年	2,722件 5,546件(2か年)	16,000件(4か年)			
	備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接関与するため、指標の記載はしません。							
事業評価の視点による点検・検証・評価	予算額・執行額、事業費の推移	平成30年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度			
		現計予算額		46,390千円	46,660千円				
		支出済額		45,923千円	46,220千円				
		繰越額		0千円	0千円				
		差▲引		467千円	440千円				
		執行率(%)		99%	99%				
		人件費	一般職職員	0.5人	0.5人				
			再任用職員	0.0人	0.0人				
		概算人件費		4,396千円	4,393千円				
		総事業費		50,318千円	50,613千円				
		増▲減		—	294千円				
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	本事業は、住まいに関するニーズが多様化する中で、公的な立場から公平・中立である相談窓口及び住情報提供拠点を運営するものであり、市民の住まいの悩みに寄り添う行政サービスとして必要な事業となっている。							
	事業目的に対する有効性	中期4か年計画に掲げる目標値は下回ったものの、相談窓口事業として、新たに空家の総合案内窓口や居住支援協議会相談窓口の開設など、時代やニーズの変化に対応した相談体制の見直しを図っており、今後も住宅施策の各種取組とも連携して、相談事業の充実に取り組んでいく。							
	本事業の効率性・類似性	相談事業について、国、県、民間事業者などの様々な取組があるものの、市民に身近な場所で安心して住宅相談し、住情報をアクセスできる本取組は重要と考える。 今後も、これらの他の相談窓口と役割分担しつつ、広報・PRをはじめ、連携・協力を深め、取組を推進していく。							
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 相談窓口利用に係る相談票に基づき、その内容を参考にして業務に反映させている。							
	自己評価や外部意見を踏まえた事業見直しの方向性	連携する民間事業者等の相談窓口の相談件数が伸び悩んだことなど、中期4か年計画に掲げる目標値を下回っているものの、住宅の確保に特に配慮を要する方への支援、空家問題、住宅の省エネなど、本事業として様々なニーズに対応していく必要があり、これらに取り組んでいくところである。 今後も、より多くの市民の皆様に寄り添う相談窓口として、民間企業等と連携し、広報PRをはじめとした事業の拡充に取り組んでいく。							
	中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	中期4か年計画の目標達成に向けて、市内7団体、8か所の相談窓口や府内各区局と連携した広報PRの拡充などの取組を加速させる。 また、今般の新型コロナウィルス感染拡大についても、相談件数減少に影響があり、相談時における感染防止の取組も着実に取り組んでいく。							

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 松本 光司	係長 蛭川 雄治	係 飯田 大介
--------------------	-------------	-------------	------------

令和2年度事業評価書

中期計画
関連事業

令和元年度 事業名	10款2項4目 郊外住宅地再生支援事業		所管区局・課	建築局住宅再生課	令和2年度 事業評価書番号	10-2-4 32
事業概要	実施根拠	法令等 <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的な 名称	横浜市環境配慮型住宅及び持続可能な住宅地整備事業者選定委員会条例、横浜市SDGs未来都市計画、南永田団地活性化支援事業実施要綱、建築基準法		
	その他 <input checked="" type="checkbox"/>					
	中期計画	政策 <input checked="" type="checkbox"/>	コンパクトで活力のある郊外部のまちづくり			
	事業の目的	施策(事業) <input checked="" type="checkbox"/>	持続可能な郊外住宅地再生の推進			
具体的な 事業内容	<p>平成30年10月に策定した横浜市SDGs未来都市計画に基づき、全局的に取組を推進するとともに、新しい成功事例を創り出す「持続可能な住宅地推進プロジェクト」を推進する。また、建物の老朽化や居住者の高齢化が進む集合住宅団地の再生に向けて、団地の課題や再生に向けた将来像を共有していくための住民主体の取組等を支援する。</p> <p>(1) 持続可能な住宅地推進プロジェクト 「SDGs未来都市・横浜」の実現に向け、様々な主体と連携した持続可能な住宅地推進プロジェクトにより郊外住宅地の地域課題の解決を図ります。また、4つの個別プロジェクトの取組を深化させ、環境・経済・社会の3側面の同時解決と新たな価値の創造により、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりに取り組む。</p> <p>(2) 大規模団地等の再生の推進 人口減少、少子高齢社会を迎える中で、建物の老朽化、コミュニティの希薄化や空室の増加など課題が多様化する中で、地域住民等の関係者や区と連携を図りながら福祉やまちづくりなど総合的な視点で大規模団地等の再生に取り組む。また、公的住宅供給団体等で発足した「よこはま団地再生コンソーシアム」では、団地が抱える課題の解決に向けて、団地の活性化、管理適正化、建替え、住替えに關して検討等を行う。</p>					
事業実績	中期4か年 計画の指標、想定事業量	指標	計画策定期	令和元年度	目標値	
		郊外部におけるまちづくりの地区数	26地区	14地区 41地区(2か年)	76地区(4か年)	
		想定事業量	計画策定期	令和元年度	目標値	
		持続可能な郊外住宅地推進地域における取組数	10件/年	16件 32件(2か年)	67件(4か年)	
	備考	政策21・主な施策2・想定事業量②、政策22・主な施策6・想定事業量①②、政策33・主な施策1・想定事業量④の達成にも関連				
	予算額、 執行額、 事業費の 推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額	82,789千円	70,000千円		
		支出済額	72,064千円	53,877千円		
		繰越額	0千円	0千円		
		差▲引	10,725千円	16,123千円		
執行率(%)		87%	77%			
一般職員		7.0人	7.0人			
再任用職員		0.0人	0.0人			
概算人件費		61,495千円	61,495千円			
事業費	133,559千円	115,372千円				
増▲減	—	▲18,187千円				
事業評価の 視点による 点検・検証・評価	本市が行う 必要性	郊外住宅地が持続可能な住宅地となるためには、建物の老朽化やコミュニティの維持、医療、子育て、介護等の課題などの解決を図る必要がある。その課題の解決には、地域、民間企業、行政等が連携して取り組む必要がある。				
	事業目的に 対する有効性	鉄道事業者や公的住宅供給団体、民間企業、さらに大学等と幅広く連携し多様な知見を活用した取組みを行うことで、様々な地域課題への対応が可能となっている。				
	本事業の 効率性・ 類似性	支援対象の特性や進捗段階に応じて、毎年度適切な取組や支援を実施しており、他に類似性をみない事業である。				
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 住民に対するワークショップやヒアリング、さらに学識経験者との意見交換などにより、外部からの意見を収集している。				
	自己評価や 外部意見を 踏まえた 事業見直し の方向性	持続可能な住宅地推進プロジェクトについては、今後取り組むべき内容を連携先と精査するとともに、これまでの取組で得た知見等をふまえ、他の郊外住宅地への活用や展開に向けた取組を検討していく必要がある。大規模団地等の再生については、新たな支援団地を選定し支援団地を増やすことで、団地再生の取組を推進する必要がある。				
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	郊外住宅地再生支援事業については、政策の目標・方向性で掲げた持続可能な郊外住宅地推進地域(十日市場、洋光台、東急田園都市沿線、相鉄いずみ野線沿線)における取組数は16件、団地支援数は延べ18件。 加えて大規模団地等の再生の推進については、団地再生コンソーシアムの取組等の団地総合再生支援を進めいく。					
本資料は、公正・適正に作成しました。		課長 加藤 忠義	係長 佐藤 智宏	係 山崎 千夏		

令和2年度事業評価書

令和元年度 事業名	10款 2項 4目 マンション建替促進事業			所管区局・課 建築局住宅再生課	令和2年度 事業評価書番号 33	10-2-4		
	政策番号 22	主な施策(事業)番号 3						
事業概要	実施根拠	法令等 <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	マンションの建替え等の円滑化に関する法律、横浜市マンション建替促進事業制度要綱				
		その他 <input checked="" type="checkbox"/>		多様な居住ニーズに対応した住まいづくり				
		中期計画 <input type="checkbox"/> 政策 <input checked="" type="checkbox"/> 施策(事業)		マンション管理組合への総合的な支援				
	事業の目的	耐震性不足や管理不全など、危険性・緊急性の高い老朽マンションで、区分所有者が合意形成を進めながら自己負担により再建する建替事業に対して、調査設計計画、土地整備、共同施設整備の費用の一部を補助することにより、建物の安全や良好な居住環境の整備を図り、老朽マンションの再生を促進する。						
事業実績	具体的な 事業内容	建替事業に係る事業計画の作成、地盤調査、設計にかかる費用の一部補助や既存の分譲マンションの除却費の一部補助を行う。						
	中期4か年計 画の指標、想 定事業量	指標		計画策定期	令和元年度	目標値		
		—		—	—	—		
		想定事業量		計画策定期	令和元年度	目標値		
		マンション管理組合支援数		87件/年	110件 183件(2か年)	510件(4か年)		
	備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接関与するため、指標の記載はしません。						
事業評価 の視点 による 点検 ・検証 ・評価	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	平成30年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度		
		現計予算額		31,000千円	52,000千円			
		支出済額		23,000千円	29,100千円			
		繰越額		0千円	2,700千円			
		差▲引		8,000千円	20,200千円			
		執行率(%)		74%	61%			
		人 件 費	一般職職員	1.0人	1.0人			
			再任用職員	0.0人	0.0人			
		概算人件費		8,785千円	8,785千円			
	総事業費		31,785千円	40,585千円				
	増▲減		—	8,800千円				
本市が行う 必要性	修繕や改修等では対応できないマンションの老朽化は、居住者だけでなく周囲に対しても、安全面や住環境面で外部不経済を発生させる恐れがある。一方、マンションの建替えは、自己負担が発生する場合が多く、管理組合や民間事業者のみでは円滑な建替えが困難な状況にある。そこで、老朽マンションの適正な建替え事業を誘導し、かつ、円滑に進め、外部不経済の予防・解消を図るために、市が支援する必要がある。なお、支援は国の交付金(優良建築物等整備事業)を活用し、自己負担で建替えを行う民間のマンション建替え事業を対象に実施する。							
	事業目的に 対する有効性	年齢や経済状況の異なる居住者間では、自己負担が発生する建替え事業の合意形成が困難な状況にある。建替えおよびその合意形成に必要な調査や計画策定、設計等の費用に対し補助をすることで、合意形成の円滑化が図られる。当該事業を活用した(仮称)井上ヶ谷マンションは建替決議を経て、令和2年6月に建て替えが完了した。また、他の1物件についても、当該事業を活用し、建替えの合意形成に向けて、着実に取組を進めている。						
		本事業は、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業(共同化タイプ)などと同様の仕組みであるが、マンション建替えに特化した事業である。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
		制度運用にあたっては、他都市やコンサルタント等へのヒアリングなども実施しながら制度化を行っている。						
	自己評価や 外部意見を 踏まえた 事業見直し の方向性	現在、2つの建替え事業をモデル的に支援中である。今後は支援結果を検証し、事業の見直しを行う予定である。						

中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	政策の目標・方向性で掲げた、耐震性不足など危険性・緊急性の高い老朽マンションの建替支援のため、2件の支援を実施。うち1件は令和2年6月に建替えが完了。検討中の1件については、引き続き、支援を継続する。また、適正な建替え支援のため、支援が必要となるマンションの実態把握等を推進するとともに、管理組合等に向けた周知・広報を進めていく。
--------------------------------------	---

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 加藤 忠義	係長 佐藤 智宏	係 山崎 千夏
--------------------	-------------	-------------	------------

令和2年度事業評価書

令和元年度 事業名	10款 2項 4目 省エネ住宅普及促進事業		所管区局・課 建築局住宅政策課	令和2年度 事業評価書番号 34	10-2-4	
				政策番号 22		
事業概要	実施根拠	法令等 <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律		
		その他 <input type="checkbox"/>				
		中期計画 <input type="checkbox"/> 政策 <input checked="" type="checkbox"/> 施策(事業)	多様な居住ニーズに対応した住まいづくり 住まいに関する幅広い相談への対応			
	事業の目的	平成28年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、家庭部門のCO2排出量を2030年度に約4割削減する目標(2013年度比)が設定されている。本市のCO2排出量割合は家庭部門が最も多いことから、市民への普及啓発及び市内企業の技術力向上等により、「省エネ」かつ「健康」な住まいの基本となる室内温度差の少ない断熱性能の高い住宅の普及促進をすることで、住宅の温室効果ガス排出量の削減を行う。				
事業実績	具体的な 事業内容	・「ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)普及促進補助」「住まいのエコリノベーション(省エネ改修)補助」により省エネ住宅の普及促進を実施した。 ・省エネ住宅相談員登録制度により、市民からの省エネ住宅に関する相談対応を実施した。 ・よこはま省エネルギー住宅アカデミーを実施し、市民・事業者の省エネ住宅に関する理解を深めた。				
	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定期	令和元年度	
		-				
		想定事業量		計画策定期	令和元年度	
		住まいの相談件数		2,948件/年	2,722件 5,546件(2か年)	
	備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接関与するため、指標の記載はしません。				
事業評価の視点による点検・検証・評価	予算額・執行額、事業費の推移	平成30年度		令和元年度	令和2年度	
		現計予算額		48,600千円		
		支出済額		46,109千円		
		繰越額		0千円		
		差▲引		1,664千円	2,491千円	
		執行率(%)		97%	95%	
		人件費	一般職職員	1.0人	1.0人	
			再任用職員	0.0人	0.0人	
		概算人件費		8,785千円	8,785千円	
	総事業費		55,221千円	54,894千円		
	増▲減		—	▲ 327千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	脱炭素社会の実現に向けて、市内の家庭部門のCO2排出量を削減するために、市民への普及啓発、市内企業の技術力の向上等を行うことで新築・既存住宅の省エネルギー化を誘導する必要がある。				
	事業目的に対する有効性	省エネ住宅に関して理解を深めるアカデミーの開催や補助制度の実施等により、市民への普及啓発、市内企業の技術力の向上を通じ、住宅の温暖化対策を促進している。				
	本事業の効率性・類似性	市民・市内企業等、対象者に即したアカデミーを開催することで、的確で効果的な取り組みを実施している。				
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 共創フロント等を活用し市民、企業等の意見を取り入れた取り組みを行っている。引き続き企業との協同や外部意見を聴取しアカデミーを継続実施する。				
	自己評価や外部意見を踏まえた事業見直しの方向性	市内企業(設計事務所・工務店等)の技術力の更なる向上や、より効果的な市民への情報提供等の普及啓発を推進するため、多様な主体との連携した取り組みを行う。				
	中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	補助制度の活用、事業者やNPOなど様々な主体と連携し、市民、事業者を対象とした省エネ住宅の普及啓発を実施した。また、省エネに関する相談は依然として多く寄せられている一方で、省エネ住宅相談員への相談件数が僅かであったことから、相談員制度の周知方法等を見直す必要がある。引き続き、より効果的な市民への普及啓発や市内企業(設計事務所・工務店等)の技術力向上について検討・実施することで、住宅の温暖化対策を推進する。				

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 松本 光司	係長 小菅 美智子	係 杉江 知樹
--------------------	-------------	--------------	------------